

平成19年第1回

利根町議会定例会会議録 第3号

平成19年3月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	二瓶公男君	9番	中野敬江司君
2番	光平泰君	10番	若泉昌寿君
3番	高橋一男君	12番	高木洋子さん
4番	野村修身君	13番	坂本孝一郎君
5番	佐々木喜章君	14番	岩佐康三君
6番	坂本啓次君	15番	伊藤利夫君
7番	今井利和君	17番	会田瑞穂君
8番	五十嵐辰雄君	18番	飯田勲君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
町民生活課長	木村克美君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	吉浜昇一君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	大野英二君
教育委員会事務局長	野口善男君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	野田富雄
書記	弓削紀之

## 1. 議事日程

### 議事日程第3号

平成19年3月12日(月曜日)

午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(飯田 勲君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(飯田 勲君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、3番高橋一男君。

[3番高橋一男君登壇]

3番(高橋一男君) おはようございます。1番通告、3番高橋一男です。

私は、今回、3点質問いたします。まず最初に、1点目が、惣新田地区の共有地返還問題の進捗についてでございます。それから、2番目が、営農組合の税務申告についてお伺いいたします。そして、三つ目が、町長宅地先の駐車場設置についてのご質問をいたします。以上、この3点を質問いたしますので、よろしくお願いたします。

その前に、昨年12月の県議会選挙で9期目の当選をされました川口三郎氏が、8日午前6時20分に肺がんのため死去されました。川口氏は、1972年に初当選され、それ以来30年以上もの長期にわたり県議会議員として活躍され、これまでに多大な功績を残されました。川口三郎県議会議員に対し、心より謹んで追悼の意を表したいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。

まず、1点目です。惣新田地区共有地返還問題の進捗についてでございます。

6月の第2回定例会で、惣新田地区共有地返還に関する請願書が、代表者鬼沢 章外38名で、6月1日付で議会に提出されました。6月2日の議会運営委員会で、

この請願の取り扱いについて協議されました結果、総務常任委員会に付託し、審査報告がなされました。その内容は、町に土地の権利が移ってから 30 年以上たっており、20 年という時効取得が成立し、法的には、登記簿から判断すると問題は解決していると、また、既に町長に対して同様の要望書が出されていると、以上の理由を総合的に判断し、採決の結果、本請願は不採択と委員長の報告がなされました。本会議において、惣新田地区共有地返還に関する請願書について採決されましたが、賛成少数で不採択と決定されました。

また、私は、この惣新田地区共有地問題につきまして一般質問で取り上げております。その中で町長の答弁は、前任者から引き継ぎを受けていないから申し上げられないとか、あるいは、平成 11 年と 12 年に返還要求があったことを書類で確認したとか、また、当時の議事録を見ると、だれだれ議員がこういう質問をしたなどとまるで他人事で、私には何も知らないというような答弁をされております。

9 月の第 3 回定例会で、この問題を再度私が取り上げ質問いたしました。そのときの答弁では、惣新田地区共有地返還に関する件は法廷の場で司法の判断を仰ぐという、そういうことをおっしゃっております。法廷の場というのは裁判所であり、司法の判断とは法に基づいて下す判断だと、私はこのように解釈しております。本来であれば、惣新田の住民が訴訟を起こすことならわかる。しかし、なぜ町長がこのような答弁をするのか私にはわかりません。そこで、次の点をお伺いします。

法廷の場で司法の判断を仰ぐという内容の説明をしていますが、町は現在、どのように法廷の場への手続をなされているのかお伺いします。また今後、町長はこの惣新田地区共有地返還問題をどのように進めようと考えているのか、あわせてお伺いいたします。

2 点目でございます。営農組合の税務申告についてでございます。

2 年ほど前から利根町の一部の営農組合に、竜ヶ崎税務署から税務申告について調査を受け、申告漏れなど指摘を受けたと伺っております。さらに、ことしになって、利根町の各営農組合に、竜ヶ崎税務署から不正申告について指摘を受けたようではありますが、その中の惣新田中営農組合も、税務署から同じように指摘を受けたと伺っております。平成 17 年の 9 月定例会の一般質問で私が、惣新田中坪営農組合のイチゴハウスについて質問いたしております。その中で、町長は次のように答弁しています。最初は営農組合の名前で口座を利用していましたが、途中から個人の名義でやっていると思います。このように答弁をなされております。つまり、町長が事実上経営していることになっております。そこで、惣新田中営農組合のイチゴハウスの収支決算書や組合としての税務申告など、この件の事実関係についてお伺いいたします。また、補助金を利用されている方も含めて、各営農組合に対し、納税申告も含めてどのような行政指導をしているのか、その点もあわせてお伺いいたします。

3 点目でございます。町長宅地先の駐車場設置についてでございます。

昨年の12月に行われました県議会選挙の告示後、町長の自宅前のビニールハウスと道路の舗装までの間を、厚さ約3センチ、幅約25センチ、長さ1.5メートルくらいのコンクリート板を約20メートルくらい敷き詰めて、選挙期間中、駐車場として使用しておりました。現在もまだそのままの駐車場になっていると思われます。この場所は恐らく農地であり無断転用ではないかと、私は思われます。また、道路側については道路ののりの部分であって、これは無断で駐車場として使用されているのではないかと、このように思っております。事務局が現場を見た結果、無断転用なのかそれとも問題がなかったのか、違法性について担当課にお伺いいたします。

いずれにせよ、この問題は、町長としての立場上、道義的責任があると私は思われますが、この件について町長の見解をお伺いいたします。

以上3点について、ご質問いたします。

議長（飯田 勲君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

それでは、高橋議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の惣新田共有地返還問題についてでございますけれども、再三申し上げておりますように、司法の場で判断を仰ぎたいとこのように考えておりました、この考えに変わりはありません。

しかし、これまでの一連の経過を振り返ってみますと、この沼の件に関しましては、平成18年6月1日に、惣新田共有地対策協議会の代表鬼沢 章氏から、惣新田集落の共有地返還に関する請願書が、利根町議会議長飯田 勲氏あてに提出されております。それで、この件に関しまして、6月8日、請願の内容を「利根町議会レポート」、これは今井利和議員が発行しているものでございますけれども、新聞折り込みによって配布されております。そして、この翌日に実は6月の定例会が開催されております、6月9日ですね。また、利根町議会の一般質問の当日である6月12日の朝、今井議員が発行しているレポートが、請願者の個人名をモザイクかけたもの、わからなくしたもの、あるいはそうでないもの、はっきりしているものもございまして、これを全戸に配布しております。これは、ナンバー17ということで配布されているかと思っております。そして、2日後の6月14日に、惣新田集落の共有地返還に関する請願書が、この議会で不採択となっております。今、議員が報告したとおりかと思っております。この不採択の件につきましても、「利根町議会レポート」ということでナンバー18で、これらを配布しておりますね。このレポート等につきましては、議会傍聴外野席連絡協議会の方で、前代未聞の不正行為だと、利根町政治倫理条例に違反の疑いがあると認められるとして審査請求をしております。これが、18年7月25日でございます。

その審査請求の内容を大雑把にまとめますと、一つといたしましては、請願について、議長が、まだ決裁していない文書であると、それから、もう一つは、町議会議文書管理規則に違反しているのではないかと、それから、もう一つは、請願権の行使妨害以外の何物でもないというような、この三つの趣旨から政治倫理条例の疑いがあるというようなことで審査請求が出されておるところでございます。この審査の結果は、9月19日、利根町政治倫理条例に違反していないという結論が出されました。しかし、この審査の期間中の8月18日に、利根町議会議員今井利和氏から、議会傍聴外野席連絡協議会の代表者を相手に損害賠償請求事件として訴訟が出されております。そして、この件は現在も係争中であるというふうに私聞いております。

それで、これと並行して18年9月6日……。

〔発言する者あり〕

議長（飯田 勲君） 静粛に。

町長（井原正光君） 18年9月6日で、高橋一男議員から、これは弁護士を通知人代理として、惣新田地区の共有地返還に関する請願の件で、刑事告訴を含め法的手続をとらせていただくとの通知も、私拝見しているところでございます。

このように、惣新田共有地対策協議会からの惣新田集落の共有地返還に関する請願の件は、議会では不採択となりましたが、今井議員が発行する「利根町議会レポート」と議会傍聴外野席とが今現在係争中であると。また、高橋議員と議会傍聴外野席の絡みも、今後係争に発展することも考えられるということでございます。まだ高橋議員からの訴状は出されていないようですけれども、原告となるべき人からの質問でございます。内容を理解したいということでございますが、訴状での請求原因にもされては困るというようなこともございまして、私といたしましては、慎重にならざるを得ないということでございます。

今回の件では、議会での請願の取り扱い方、これは既に法律等によってある程度決められておりますね。それで議会での審議が重要であると思っております。議会の皆様方が判断することでございます。また、議会関係者といえますか、一連の事務を取り扱う職員が、手続上参考にしておりますいろいろな書籍が出されております。議員の皆さん方も、それらの書籍を見ながら議会活動をしておられると思えます。この書籍がありますが、そうしたものも何らかの影響が考えられるというようなこと。また、この共有地は、利根町外4名の共有地というふうになっております。ですから、個人名義で個人の権利も有することから、この4名の方の考え方も、意向もまだ伺っておりません。

議員の皆さん方の中には、議会では不採択としたものの、いろいろな意見、お考えがあって質問されておられることと思えますけれども、せっかくの請願でございましたので、この議会の中で審議していただけなかったのかなと、大変残念に思っております。このようにいろいろとありますので、冒頭に申し上げます。

したように司法の場で判断を仰ぎたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2点目の営農組合の税務申告につきましてでございます。

町内の営農組合の税務申告についての質問であります。竜ヶ崎税務署から、営農組合への補助金、耕作面積等について閲覧申請が経済課の方にあったというふうに聞いております。営農組合が税務申告について指導を受けたかについては、承知しておりません。また、営農組合は利根町水田農業ビジョンで担い手として位置づけられておりました。利根町農業の推進に中心的な役割を果たすと期待しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、組織の育成を目的として営農組合に各種補助金を出しておるところでございます。営農組合の補助金につきましては、国の補助金につきましては水田農業構造改善交付金、また、町につきましては利根町生産調整助成金等がございます。申請方法、申請内容等につきましては細かく指導してきたところでございます。税務関係につきましては、水田農業改革交付金等の税制上の特例制度の説明や、農業税制のパンフレット、これは農業会議等で作成したものでございますけれども、これらを配布して周知しておるところでございます。

イチゴの経営について、これは申し上げますけれども、こちらにつきましては、私の方から税務署の方に電話をいたしまして、申告修正をしましたところでございます。何事も正しくしていかなければなりませんので、修正申告したということでございます。

それから、3番目の件でございますが、駐車場を設置したという件についてですね。まずは、この件について、私の農業経営についてご説明申し上げたいと思っておりますが、私も農業者の一人といたしまして、農業経営につきましては、米とそれからハウスを合わせて、約4町歩近く携わっている農業者でございます。

米づくりににつきましては組合でやっておりますので、自分の土地でありますけれども、組合の方ですべて管理しておるので、これはわかりません。イチゴ栽培については、私は、自分の土地じゃなくて第三者の土地を有料で借りて、その中で経営をしているということでございます。これは当初、議員ご指摘のように、惣新田中坪営農組合で3名でやったものですが、死亡したりなんかして、結局は私1人になってしまったということで、個人経営みたいな形になっているということでございますが、補助金の授受については組合で授受したと、当時はですよ。授受してそれで施設をつくったということでございます。

今回の自宅前のビニールハウスの側面における耕作地の一部にコンクリートのさく板といいますか、これを敷きました。これは、ビニールハウスと並んで畑がありますけれども、そのところに堆肥を入れようということで、冬なので土壌凍結等のぬかるみ等から耕作車両の足場補強として、これを敷いたということござ

いまして、今現在、堆肥を搬入したところでございます。

ビニールシート等も考えられたんですけれども、ビニールシート等だと、下がどっちみっち固まるというようなことで、私が持っていました板をそこに敷いて、それで、肥料等を搬入したということでございます。これを敷きますと、後で運搬等のスコップ等も下に入りやすいので、すくいやすいものですから、そういうことで対応したということでございます。

今回の農地における利用につきましては、私は、農業経営計画の一作業過程としての耕作地の経過的管理の一つというふうに認識しております。ですから、耕作地として管理しているものと、私は、理解しておるところでございます。現状及び今後につきましては、農業計画に基づき順次、不用分は撤去していくという考えであります。

昨年 12 月に、議員ご指摘のように、農業委員会事務局より状況確認ということで、コンクリート板についての使用についてご指導をいただいた経緯がございます。今、現状におきましては、有機肥料の発酵チップを搬入中で、これからも搬入の計画を持っておりますけれども、一気にできないため一部を撤去したものでございます。このような農業経営計画のもとで実施しているものでございますので、法的問題に抵触する点がありましたら、農業委員会のご指導と判断をいただいた上で対処するというところで考えておるところでございます。

転用についての細かい点につきましては、農業委員会事務局から答弁をさせたいと思います。

それから、県議会選挙のときというところで、それと一緒になったわけですがけれども、私も町議会、あるいは町長選挙を今まで経験してきましたけれども、本来であれば、こういう板を敷いて駐車場にするというのは自分の選挙のときにいたしますので、人の選挙のときに、わざわざ目につくようなことは私はいたしませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（飯田 勲君） 経済課長吉浜昇一君。

〔経済課長吉浜昇一君登壇〕

経済課長（吉浜昇一君） それでは、私の方から、農地にコンクリート板を敷き詰めたことの違法性について、農地法上の方から転用関係とか、転用と転用でないものについての、その辺からご説明させていただきたいと思います。

農地の転用とは、農地に区画の形質の変更、これ、高橋議員もご存じかと思うんですが、変更を加えて住宅、工場、店舗、学校、病院等の施設用地や、道路、水路等の用地にする場合も転用であるということは、ご存じだと思います。農地の形質により、何ら変更を加えない場合でも、例を言えば、火薬倉庫等の危険物の置き場の取り扱いの場合において、周辺の農地を保安敷にする場合や、農地を公園の花壇のように寄与する場合、また、農地に用材料の育成を目的とした植林をする場合等

にも、人の意思によって農地を耕作の目的に寄与されない状況にすることから農地の転用とされるものであるということは、ご存じだと思います。

また、通達は、耕作の目的に寄与される土地とは、現に耕作されている土地はもちろん、現に耕作されていなくても耕作しようと思えばいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見て、その現状が耕作の目的に寄与されるものと認められる土地も含むものでございます。

したがって、その土地が農地であるか否かを判断する場合、その土地が、現に人によって耕作中であり作物が栽培されていることは、必ずしも要件になっておりません。現に耕作されていなくても、耕作しようと思えば、人力のみ、あるいは耕運機等の機械を入れることによって、直ちに耕作が可能となる土地は農地であるとされています。よって、人力により容易に耕作行為が可能であり、耕作の機会を無にする状況には及んでいない状況であれば、当該地については、いまだ農地としての存続を残しており、耕作地として管理範囲にあるとされるものと思料されるため、農地転用とする耕作の廃止には至っていないものと判断するところでございます。

しかしながら、法的な解釈の中で違法とまではいかないまでも、さもすれば、当現状は転用に進行する状況にあるものと類似されることもございますので、このままの一時的利用を超えた状態の継続では問題の発生につながる要素も考えられることから、先ほど町長がお話したように、事務局サイドとして、町長の方にお話をした経緯がございます。

あと、先ほど町長が案内したように、その後の状況でございますが、当該農地に、要するに肥料というんですか、施肥というんですか、そういう有機物のストック場所というんですかね、そういうことで利用しているということをお伺いしております。

議長（飯田 勲君） 3番高橋一男君。

3番（高橋一男君） まず、最初に、惣新田の答弁ですが、町長の答弁で、ちょっと抜けているんですよ。要するに、法廷の場でね、どういう手続をしようとしているのか、利根町として。しかし、町が、そういう手続をするということは、本来は町の土地でしょう。その町の土地を、どうして町がそういう手続をするんですかということ、その辺、ちょっとわからないんです、私。その辺の説明をしていただきたい。

惣新田の住民が手続をするとか訴訟を起こすという問題ならば、これはわかりますよ。どうして町長が、町の側の執行部がそういうことを答弁するのか、その辺がちょっと私、わからないんですよ。

それで、私、惣新田の住民に何人かに聞きました、この問題について。そうしましたら、住民は、一時は裁判を起こしてまでとろうという声も一部にありましたと、一部ですよ。それで、何人かに相談したとか、とりあえず裁判やるのには金がかかるということで、農協から借りようかという話も出たということも、ちらほら聞いて

ています。それも出たんですが、最終的に裁判はやらないと、やる人がいないというふうな話も聞いています、地元としては。絶対やらないというのではなく、やる人が出ないんだと、やろうという人が。そういう話も伺っているんですよ。それなのに、どうして町長が法廷の場で争うとする姿勢が、ちょっとわからないんですよ。

本来であれば、この問題は、五十五、六軒ありますよね、惣新田。この問題は50軒ですけども、この問題を全惣新田地区の住民と町の執行部側とひざを交えて、住民はどういう考えなんだということを意見を聞いて、その上で、町として一番最良の方法をとるのが町の役目ではないんですか。ただ、法廷の場、法廷の場でと、法廷の場が一番いい方法と思っているんですか、町長は。

そうじゃないでしょう、もっとやることあるでしょう、住民との話し合い。あなた、住民との話し合い、何度しました、この問題で。してないでしょう。住民の代表者の区長さんに伺ったところ、この問題では一度も会合もしたこともないし、この話は出ていないと。しかし、今ここで、住民から言わせるればですよ、ここで、利根町の町長が惣新田の住民の一人なんですよ。これを解決しなかったら、あと、いつできるんですかこれ。なぜ、その住民と話し合いできないのか。その辺も、ちょっと何か理由があれば、ちょっとお話していただきたいなと。

それから、2点目の補助金の問題ですね。税金の問題、これは、先ほど全く税務関係にしては、イチゴハウスについて自分の分は修正申告しましたとおっしゃいましたね。修正申告、これは修正申告というのは当然、私は頭悪いからちょっとわからないんですが、結局、修正し直しですよ。例えば極端に言えば修正、申告したものが一部抜けていて、それに加えてまた申請し直したと、これが修正申告ですよ。申告のし直しということが修正申告。

しかし、それだったら、イチゴハウスに関しては今現在、イチゴハウスは平成13年の補助金ですから、丸5年経営していますよね。その丸5年間の申告はどうなっていますか。ちゃんとやっていたんですよ、修正ということは。ハウスに関して一切やっていなかったら、修正申告というよりも脱税なんですよ、これ。申告しないということはね、そうでしょう。その辺が、ちょっとね。

修正申告というと大変、結構そういう例はありますけれども、しかし、各組合の、ここ二、三年前に入った例をちょっと聞きますと、かなり重いんですよ、その修正が。大体普通3年、重くて5年が多いんですよ。7年ですよ、一部は。7年もあるんですよ、7年というところ。これは、7年というのは例外ですからね、よほど悪質じゃないとないから7年は。そういうところも一部あるということも聞いているので、その町長の修正申告した内容をちょっと詳しく教えていただきたい。

それから、3点目の駐車場の件ですけども、今、担当課の方からいろいろお聞きしまして、農業用としてチップ、確かにチップ、ダンプで10台ぐらいありますよね、あれね。私も見ています。しかし、あのチップの下にコンクリートの板、敷いたままですよ。そうですよね、敷いていますよね。とってないですよ。それ

は結局、さっき言ったように、積み下ろし、積むときにぬかるから敷いたのかというふうに私は解釈しているんですが、しかし、あれをやる前に、県会議員のためにやったんじゃないと言っていましたよ。確かにそうです。しかし、時期としては、あの時期に駐車場としてとめたことは事実なんですよ、あの時期ですよ。県会かなんかわからない。県会だか組合の会合でとめたか、それはわかりませんよ私は。しかし、時期としては、あの時期に駐車場として数台とめてあると。これは私、写真撮ってありますよ、見せましょうか。ちゃんととまっているんですから。

〔「10何台」と呼ぶ者あり〕

3番（高橋一男君） 台数はちょっと覚えていないんですけれども、そういうふうに駐車場として使ったことも事実なの。そうでしょう。全く最初からチップを運ぶために敷いたわけではないでしょう、結果的には。その辺を、私が、この一般質問の原稿を出した後にあのチップが入ってきたんですよ、10台ばかりおろしてあるんですよ。どうして、あれをまくってちゃんとした原状回復して、それでチップを入れるというのはこれは何の違法性もないですよ。だけれども、あのチップをきれいに取り除けば、また駐車場になるんですよ、車とめられるんですよ。それで違法性がないというんですか、それ、それでも。そうでしょう。例えば駐車場の場所に、車をとめる駐車場ですよ、駐車場に資材を置いて、資材を置いてあるから駐車場じゃないよと。じゃ、資材をとれば駐車場になって戻っちゃうんですよ。それと同じことで、確かにチップ、あのチップもかなり大きい、5センチぐらいの大きいチップですけれども、あれは確かに肥料になると思いますよ。しかし、その辺、もう少し町長としての立場上の道義的責任を私は感じるんですよ。その辺もう一度お答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高橋議員の質問にお答えしたいと思います。

まず惣新田の返還の件でございますけれども、議員おっしゃるように、確かに地権者が訴訟を起こしてくればこれは一番いいわけですね。しかし、そういう話も聞いたので私はそれをただ待っている。だから、高橋議員のように一々、1軒1軒回ってそういうことを行動するから、集落の人たちはどうしようかなと思っちゃうんです。そうっとしておいてくださいよ、集落のもの、何であなたが関与するのだから私わからない、はっきり言って。惣新田の件は惣新田の住民に任せてくださいよ、町の財産は町でもってやりますから。この辺をちゃんとはっきりしないと、何をあなた、惣新田の方で一々聞き回っているのかわからないけれども、そういうこと自体が問題を大きくする原因なんです。ですから、区長がどうのとか何とか、そういうのはいいんです。私も町長という立場であって、やっぱり集落の人間ですから、区長となかなかこの問題について話できないんですよ、そういうことは。でき

ないですよ、裁判に行くものを、何で私が加入してやることできるんですか。ですから、そういうことをよく考えて、静かに見守ってくださいよ。

議員としてやることは、請願に上がってきたときになぜやらないのか。何でやらなかったんですか。いいですか、請願に上がったときに、よく審査してくれればよかったです。議員の立場だから、なおさら請願を議会でよく審議してくるで、それを否決したんだから、それをもって決まっちゃう、方向性が決まりました。方向性が決まったんですから、あとは、今度は集落と町の方でこれを問題解決するために努力するということです。

〔「努力しているの」と呼ぶ者あり〕

町長（井原正光君） だから、努力していますよ、大丈夫ですよ。

そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。余り集落の方には関与しないで、選挙が近いから、一生懸命票とりでやられると思うんですけども、そういうこととは関係なく、ひとつお願いしたいということでございます。

それから、修正申告の件でございますけれども、私も、その件に関しては3年か5年かそういうのわかりません、はっきり言って。高橋議員のようにかぎ回っていませんから、聞いておりませんから、私は本当にわかりません。組合のことは組合でやるわけですから、そういうことですから。これは、わからないんです、組合のことは。

〔発言する者あり〕

議長（飯田 勲君） 静粛に。

町長（井原正光君） それで、ご質問のイチゴの件については、申し上げますけれども、私は、確かに13年度に申請しました。で、15年度から、これは申告しています。

〔「15年度から」と呼ぶ者あり〕

町長（井原正光君） そうですよ、1月か12月ですから、14年度の収入はほとんどありません、これは。ですから、15年度の申告から、急いで青色申告をしたということですよ。で、そのときに収入はゼロなんですけれども、施設の償却資産等の件で、定額か定率かでもって、ちょっとわからなかったの、これをご指導いただいたと。で、これは数日前ですけれども、実際に、この件については税務課の職員を呼んで勉強させていただきました。その事実関係を私自身も納得しないと困りますので。その辺をよく計算方法について少し勉強させていただきましたということでございます。ですから、収入面についてどうのこうのというのは、私は一切ございません、はっきり言って。

ただ、その後、16、17年度の方の売掛金等について、12月の収入が、1月末あるいは2月に、これは記帳しないとわかりませんので、その辺については、年度内の収入については正しくというようなことで、それはご指導いただいたところでございまして。ですから、議員が言うような不正云々というのは、そういうふうな不

正というような言葉は私は心外だと思っていますし、これは、税というのはあくまで所得税については申告納税ですから、誤ったものは自分で修正してやるということも建前ですから、そういうことで、私も修正申告をさせていただいたというようなことでございます。

それで、議員もご承知かと思うんですけども、この農業所得につきましては、18年度の所得税の申告から、この農業所得はすべて収支計算を用いて申告すると、こういうふうになっていますよね。ですから、これに至る、18年度に至る前から、税務署あるいはそれぞれの各市町村の税務課等で、農業所得についての把握についてはいろいろと指導されていると思うんですけども、農業者というのは、帳簿をつけたり何かしたのがなかなかできない、やらないというようなことで、今回、税務署の方で、18年度の所得税からこのような帳簿による申告になるということで、税務署も農業について力を入れて申告指導をし始めたと、税務調査といいますかね、そういうことをし始めたんだらうというふうに思っています。

事実、この利根町でも、竜ヶ崎税務署において平成18年11月17日に役場の多目的ホールで、午前中でございますけれども、収支計算について指導をしたというようなことで伺っております。農産物を収穫した場合の総収入の金額歳入ですね、それについての申告内容が非常に誤りが多いということでやられたというようなことでございます。

私の場合は、収入には誤りはない。ただ、償却するにおいて、ちょっと計算の誤りがあって修正申告したということで。別に、修正申告がいいか悪いが、これは正しいそういう制度が認められている以上は、そういうのを活用すると、これは当たり前前のことです。強制調査が入ったわけでも何でもございませんから。だから、議員がご指摘のような各営農組合、7年も前からどうのこうのというのは、私はそういうのをわからないんですよ、はっきり言って。皆さん方のように調査して歩きませんから、ここにただいるだけですから。どういう状況になっているか、私は本当にそういうのは関知していません。そういうことで、その組合の件についてはお答えできません。

それから、私の前のコンクリートの件ですけども、これは、たまたま選挙と一緒になったということは、いつでも搬入できるような態勢でこれをやったと。これは、関係者に聞けばわかるとおり、前々からこのチップについては交渉していたので、いつでももらえる時期になったら搬入すると。で、なぜ遅くなったかについては、そのチップが、有機肥料としてどうなのかということを検査していただいた経緯もあるんです。それは、ただ持ってきて使えない場合は困るんで、それを検査してもらって、その後、検査に合格して、これは農地にいいですよということになったので、急ぎ搬入したということでございます。

先ほど申し上げましたように、これをただ土の上に置いてもいいんですけども、これでは、後でもってとりにくくなるんです。それと、搬入する車両によって下が

固まるんです。そういうことを防ぐために、この板を敷いて、それでその上にチップを置いたと。別に、チップがなくなれば片せばいいんですから。

あとは、議員も農業委員会なんですから、農業委員会の方で、これをどうするかということをご判断をいただきたい。議員がやったように、私は碎石を敷いておりませんので、それを片せるような状況でやっておりますことをご理解をいただきたい、このように思います。

以上です。

議長（飯田 勲君） 3番高橋一男君。

3番（高橋一男君） 今は、町長、碎石とコンクリの違いを別物だというふうな言い方をしましたが、固まっているのと固まっていないのとの違いであって、あのチップだって、今この3番の話していますけれども、チップの方だって、さんざん駐車場として使った後ですよ。まだ、チップを持ってきたの幾日ですか、10日ぐらいでしょう、せいぜい。その間、ずっと駐車場として利用できたんですよ。

今になって、チップがどうのこうの言っているけれども、私がこの原稿を出したときには、チップも何もなかったんですよ、はっきり言って。原稿後ですから、出したの。ですからね、原状回復して、それでチップを入れるというのは、これは問題ないですよ。

私も、県の担当課に聞きました。そのところ、やはりハウスの出入り口につきましては、若干ぬかみとかそういう場合には、コンクリートとか碎石もやむを得ないと、それ以外については、ちょっと違法性になるかなというお話も聞いております。

そうしますと、あの時点では当然、そっちへ当てはまると思うんですよ、駐車場として。結局、ハウスの入り口はあの場所ではないですからね、あそこは入り口とは言えないでしょう。そういうことも、県の担当課からは聞いております。ですから、私が、この問題を取り上げたわけです。それで、チップをとった後、原状を回復する気持ちがあるのかどうか、その辺ちょっと聞かせてください。

それから、逆になりましたが、惣新田の問題について、いろいろ余計なことを言わないで、地元に行ってああだこうだ。私も、一応、政務調査費、大金もらっていますから、いろいろ調べることもできるんですよ。それで、なぜ行くかという、惣新田住民が一番困っているんです、今現在。それと、県でも一番困っているんですよ。あの問題が一番ネックになって今、全然先に進まない状態、これは、町長のやり方次第で進むか進まないか決定するんですよ。

地元は、何か違う方法があればという気持ちで、今、話し合いをしたいという気持ちはあるはずですよ。それを町長が全然会合も持たない、先に進むような話もしていない。ただ、裁判、裁判と。裁判が一番いい方法だと思っているんですか、そうじゃないでしょう。もっと違う方法あるんでしょう、そういうことをしなくても済む方法。それを住民にちゃんと説明をして、納得してもらって、その上で早期実

現をしてもらいたいというのが、私の考えなんですよ、願いな。

何も裁判なんかやる必要ないですよ。お互いに得とれないですから、こんなことやって。地元の人だって、裁判やって、勝つ見込みがないという人が、もし負けた場合には、だれが持つんですか、それ。個人負担してまではやらないですからね、裁判は。

それを、町長としては逆に避けて。ならば裁判しないでやろうというのが、町長の立場じゃないですか、本当は。そうでしょう。闘うんだよ、裁判というのは。そうでしょう、裁判は闘うの。勝ちか負けるか、白黒ははっきりつけるわけ。それを望んでないと思いますよ、地元の住民は。

もっと違う方法もっといい案を考えて地元のために、そして、利根町住民がこれならいいという納得することを提案して、それで進めていくのが一番いいと思うんですが、町長いかがですか、その辺は。そうでしょう。裁判、裁判、法廷の場、法廷の場と、そういう言葉を言っていないで。町長だって、地元の惣新田の一住民なんですから、惣新田は、町長になったからこれで解決するぞと期待をしているんですからね。今のうちやらないと、できなくなっちゃいますよ、これ。この道路どうするんですか、これ。

それで、ちょっと聞きたいのは、今現在、利根町と龍ヶ崎市間の買収率、その辺、ちょっと担当課でも結構ですから、その辺をちょっと聞かせていただいて。

それと、ちょっと戻りますけれども、町長が行った駐車場の件に関して、何の問題もないということはないはずですからね、現状にそうだったんですから。ですから、町長の道義的責任ですね、道義的に、その辺は感じるかどうか、本人は感じているかどうかを、ちょっと一言答えていただきたい。

以上で終わります。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、惣新田の件ですけれどもね、惣新田のためというお話でしたけれども、惣新田のためだったら惣新田に入らないでください。そうすれば、私も住民と話し合えますから。議員が行って話しているうちには、私は話できないんですよ。

ですから、裁判をやるやらないは、住民がやるわけです。あなたが言うのは、今、負けたらどうするのかと、そういうことまで話しているんでしょう、今、この言葉が出てきちゃう。そういうことが、いわゆる住民がおそれていることなんです。だれだって裁判というのは、どうなるかわかりませんから、先が見えませんか不安ですよ。不安の中で、負けたらどうのこうのと、そういう言葉を発すること自体がおかしいんです。ですから、私は、議員が惣新田に入らなければ私は惣新田をちゃんとまとめますよ。議員が入っているうちには、私はやれませんよ。

それから、原状回復ということですから、一番最初に申し上げましたように、

チップを片して、そしてちゃんと片すということを、ちゃんと申し上げているんですから、これね。で、駐車場云々と言いますけれども、それは、確かにあればちょっと使うことは、これはやぶさかではないと思うんですよ。でもそれは、まるっきり駐車場が目的ではありませんから私は。これはチップの置き場ですから。チップを置くためにそういう計画をしてやったということですから。ですから、あのチップを農地に、何ていいますかね、すくといえますか、耕うんした場合には、当然そこはあきますから、それは当然片づけるということです。でも、またそういうチップが入ってきたら、またそれは敷くかもわかりません。そういうふうに私はやっていきます。

それから、碎石と板どう違うんだというようなことでございますが、それは、農業委員会の事務局の方から、ちょっとその辺について説明させたいと思います。

それから、何でしたっけね。そんなものでしたか。あと、抜けていたら言ってください。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私から、美浦栄線バイパスの用地取得率ということでお答えしたいと思います。

今現在、若草大橋が開通いたしまして、千葉県側の国道 356 号線から加納新田地先まで約 1.7 キロメートルが供用開始されているわけですがけれども、加納新田地先から龍ヶ崎市の竜ヶ崎潮来線、県道ですね、までの区間約 5.3 キロメートルございますけれども、その間の用地取得率ですがけれども、9 割程度ということで県の方からは伺っているところでございます。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 経済課長吉浜昇一君。

〔経済課長吉浜昇一君登壇〕

経済課長（吉浜昇一君） それでは、事務局サイドとしてお話をさせていただきたいと思います。

本来ならば、農業委員会の会長の方になるかと思うんですが、碎石とコンクリート板の違いということでございますが、これは高橋議員もご存じだと思うんですが、農地法第 2 条において、農地は耕作の目的に寄与されなければならないとなっていて、それ以外の利用につきましては制限、要するに農地法等の転用条件というと、自分の土地の場合は 4 条、所有権の移転の場合は 5 条という形のを、そういうものがございます。

一例を挙げれば、何も変更等を加えなくても、単にそこに車を置いただけでも、農地を耕作目的外に利用したことで法に抵触し違反と考えられますが、それすべてを違反とすることは、そこが一番難しいのかなと思うんですが、実態に即した判断ではなく、いろいろな問題、混乱を招くことがあるのではないのかなと、私は考

えているところでございます。

全面をコンクリートで流し固め覆うなどの状態は、言うまでもなく転用であります。また、碎石を入れるといったことなど、耕作を廃止する行為目的、理由においては、明らかな耕作を廃止する目的については、明らかな転用行為とされることであり、耕作の、何ていいますかね、意思を持って一時的な一時転用までに当たらない通常耕作の管理の中で対応されるものであれば、一時的な利用における農地の形質の変更を行うことのない状態であることとし、実態に合わせた判断のものと指導されることと判断いたすところでございます。

〔発言する者あり〕

経済課長（吉浜昇一君） だから、実際に、先ほども言ったようにその判断が難しいんですが、それを超える中においては。農地の目的に即する判断と考えますので、農業委員会の方の判断をお願いしていかなければならないのかなと思います。その農業委員会の中には、是正をしたりできますので、そういう中でご判断をいただきたいと思うところでございます。

以上です。

議長（飯田 勲君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 25 分開議

議長（飯田 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、5 番佐々木喜章君。

〔5 番佐々木喜章君登壇〕

5 番（佐々木喜章君） 佐々木喜章でございます。

通告順に従いまして、総務行政、教育行政、建設行政について質問をさせていただきます。

一般質問を行う前に、北相馬郡選挙区選出の川口三郎県議会議員が、3月8日午前6時20分、死去されました。長年にわたるご功労をたたえ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、総務行政の龍ヶ崎市との合併問題についてお伺いいたします。

私は町会議員となって2期8年となります。その間、大きな流れとして、平成12年4月には地方分権一括法が施行されたことにより、全国的な行財政改革が進められ、好むと好まざるとにかかわらず、市町村は、自己決定、自己責任により行財政の運営を行うようになりました。

私は、地方分権一括法が施行されたとき、我が利根町もこの流れに乗っていかなければならないし、また、飲み込まれてもいけないと考え、平成12年第1回定例

議会及び第4回定例議会におきまして市町村合併について質問いたしました。そのときは、町長を含め皆さんが、どうにかなるというような受け身の立場だったと思います。

7年が経過し、振り返ってみると、市町村合併は大きな流れとなって全国を駆けめぐり、平成18年4月には、約3,230もあった市町村が、平成の大合併で約1,820となってしまいました。市町村合併を進めたのは国ですが、市町村も、将来の行政サービスや行財政運営を考えたとき、市町村合併が有効と判断した結果が、今申し上げた数字ではないかと思います。

私は、この4年間、合併問題を中心に活動してきました。まず、一番大事なことは町民の将来を最優先することです。そのためには、龍ヶ崎市・利根町の合併協議会において掲げた39項目の協議を整えて、内容を町民に説明することが合併協議会の最低限の義務であったと、今でも私は考えております。合併する合併しないの判断は、町民がするのです。市町村合併は、町長、議員や特定の人が決めるものではありません。平成17年7月には、合併推進派の井原町長が誕生し、約1年9カ月間、龍ヶ崎市と話し合いを行っておりますが、合併に対する具体的な方向は出ておりません。そこで、龍ヶ崎市との合併問題についてお伺いします。

第1点目、平成19年4月の合併はできませんでした。平成19年4月の合併を公約に掲げて町長となったので、今までの経過を説明する義務があります。いつ、どのような形で行うのでしょうか。

2点目、町長は今後の合併問題についてどのように考えているのか、また、利根町の将来をどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

第3点目、利根町単独で行財政運営を行った場合、平成何年まで運営が可能でしょうか。

次に、教育行政の中学校統合に伴う通学路整備についてお伺いいたします。

ことし4月の利根中学校と新館中学校の統合に伴いまして、平成18年9月の第3回議会の一般質問で、生徒の通学路整備、防犯灯の増設等について執行部の考えを聞きましたが、そのときの答弁は、今年度内に完成する予定とのことでした。

そこで、第1点目、生徒が登下校に使用する通学路の整備は完了したのでしょうか。

2点目、通学路の防犯灯の増設は完了したのか。

次に、建設行政についてお伺いいたします。

まず、布川陸橋右折レーン拡幅工事についてですが、この件については私の地元でして、私も地元の役員をやっている関係もあり、周りの人たちからいろいろ聞かれます。この工事は茨城県の発注する工事ですが、交通規制等で巡回等をしなければいけないのは、栄橋を利用している私たちです。ですから、町民の代表として、3年間、布川陸橋右折レーン拡幅工事に関する質問を行ってまいりました。その結果、やっとここまで来たのです。

そこで1点目、布川陸橋右折レーン拡幅工事のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

2点目、上部工事に伴う交通規制はいつから行うのでしょうか。

3点目、千葉竜ヶ崎線が片側の交通規制となるため、速やかな情報提供を行うべきではないでしょうか。

次に、若草大橋についてお伺いいたします。

若草大橋は、平成18年4月18日に開通してから約11カ月が経過いたしました。町執行部は以前から、栄線の渋滞は、若草大橋が開通したら1日約6,000台程度は若草大橋を利用するだろうから、ある程度は解消されると言ってきましたが、私たちには、余り渋滞が解消したとは感じられません。

そこで1点目、若草大橋の利用状況を教えていただきたいと思います。

2点目、若草大橋に接続する幹線道路の整備状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上、総務行政、教育行政、建設行政の合計10点について、ご答弁をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（飯田 勲君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の龍ヶ崎市との合併問題についてでございます。

昨年7月に東文間地区、それから9月に早尾台地区、また、11月に文間地区、白鷺地区、ことしに入りまして、2月に羽根野地区、布川、内宿、八幡台、それから四季の丘、そして、フレッシュタウン地区の地区懇談会を開催いたしました。その中で、合併問題や財政問題など、住民の皆様方からさまざまな質問やご意見、ご提言をいただいたところでございます。この貴重なご意見ご提言は今後の町政に反映していきたいと、このように考えておるところでございます。

この中で、私は直接町民の皆様方に合併の経過説明を行ってまいりました。そして、多くの町民の皆様方より、合併に対する熱い思いをいただきました。私の思いも町民の皆様方と同じでございますので、一層合併に向けて努力する決意を新たにいたしましたところでございます。

懇談会の中で、よく質問を受けるのは、合併は非常に厳しい状況にあるが、議会と町長が一緒になって、龍ヶ崎市と合併についての話し合いやお願いをしていかなければ進展しないのではないかとというようなことをよく言われます。これは、町民の方々も、議会は一つの方向に向いていない、まとまっていないというような、そのように思っているのではないかと感じておるわけでございます。それにつきましては、やはり前回の合併協議会での経過が、やはり住民の皆様方の心の中に残っているから、そのような意見というか、考え方を持っておられる方が多いというふう

に、私も認識しておるところでございます。

前回の定例会の中でもお話を申し上げましたけれども、どうして龍ヶ崎市民、また議会で合併の機運が盛り上がらないのかなと考えますと、この合併協議会の経緯が、龍ヶ崎市民の皆さん、それからまた市議会、そして、利根町の町民の中にまだ根強く残っていると、私は考えております。実際に、合併協議会はまだ法的には残っております。同じ委員のままであるというのもいろいろ問題にされるわけでございますけれども、そういうことが、龍ヶ崎市民にとって、合併へ向けて前に進めない要因の一つではないのかなと考えておるところでございます。

利根町におきましても、議会と行政と一緒にこれを進めていかないと、同じ方向を向いていただかないと進みませんので、龍ヶ崎市の信頼を勝ち取るというか、信頼を得るのには、やはり議会と町長が、町と一緒にしないと、同じ方向を向かないといけないと。これは再三申し上げてきたところでございます。そういったところで、まず龍ヶ崎市の信頼を得ると、これが、まず一番だと考えておるところでございます。

今年2月でございますけれども、公式の場ではございませんけれども、龍ヶ崎市長とお話をさせていただいております。内容につきましては、はっきり申し上げれば、地方統一選挙がもうすぐありますので、その選挙後に方向性を打ち出していきたいと話をさせていただきました。

次に、合併問題どのように考えているかというようなご質問でございますが、一つには、茨城県市町村合併審議会の方向が大きくかわってくるものと私は思っております。審議会は、現在まで4回開かれたということでございますけれども、市町村合併の構想に関するアンケート及び市町村長の意向聴取を実施して、構想対象市町村の組み合わせの審議を行っているというようなことで伺っております。組み合わせの素案が、2月19日、県の審議会で協議されたと思うんですけれども、内容は非公開なので把握しておりません。

今後の審議会のスケジュールを県の事務局の方に確認いたしましたところ、今後、さらに2回、審議会が開催される方向で決定されると、見込みであるというような説明を受けたところでございます。

当初発表の審議会のスケジュールでは、地域における関係者の意見交換が予定されておりましたが、スケジュールの変更がございまして、次の第5回審議会の後にパブリックコメントを実施して、最終、第6回の審議会で答申案が協議される予定であると伺っております。

また、このパブリックコメント、これは県で実施するものでございますけれども、再度、私ども市町村長の意見を聴取されるというようなことも聞いております。合併等で市町村が新しく再編されるところも多くありますから、そういった各市町首長の意見も、再度お聞きするという意味かと思っております。その後、夏ごろ、県知事へ答申になるというふうに聞いております。県知事は、市町村の自主的な合併を推進

していくと、必要があれば、助言、調整すると、こう表明しておりますので、県のご指導をいただき、合併を推進していきたいと、このように考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、もう一つは、地方選挙の結果によりますけれども、議会と一緒に龍ヶ崎市と話をしていきたいと考えております。町が合併に対して一つにまとまって、龍ヶ崎市に対し信頼と安心感を持っていただいて、合併の機運を高めてお互いに話し合いをしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、利根町単独で行政運営を行った場合、平成何年度まで可能かというようなご質問でございますが、利根町集中改革プランに今後の普通会計財政収支見通しといたしまして、平成 22 年度末基金残高見込額を 10 億 4,400 万円と数字を示してございます。しかし、町税や地方交付税などの歳入につきましては、社会状況の変化によりさらに少なくなる、減少すること、そういった可能性もあります。また、歳出につきましても、臨時的な経費が生じる可能性があると思っております。今、財政健全化のため職員一丸となって、歳出のさらなる削減と新たな歳入の確保に努力しているところでございます。

今年度 1 月に、この歳入についての取り組みといたしまして、管理職による庁内一斉滞納整理を実施したところでございます。2 週間で 210 万円ほどの実績がございました。さらに、その後も収納されております。このように、一つ一つの成果は小さいものでございますけれども、新たな取り組みによりまして、職員の意識も変化しておるところでございます。基金が底をつく前に財政健全化に見通しをつけていきたい。もちろん、これは合併もそうなんですけれども、見通しをつけていきたいと思っておりますので、ひとつ議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。

次に、中学校統合に伴う通学路の整備についてでございますけれども、通学路となっております下井地区から横須賀に抜ける町道 1257 号線でございますが、この道路の打ちがえ工事につきましては、既に発注してございます。

この工事は 3 月 20 日までの工期でございますが、現在施工中でございますが、3 月末までには完成いたします。今後とも教育委員会との連携を密にしながら、通学路の安全対策として危険箇所の早期発見、環境改善など、保護者の方々及び地域ボランティアの方々との情報の共有化、また、警察及び道路管理者等の関係機関への情報提供など、さらなる通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、防犯灯の増設についてでございますけれども、下井から横須賀までの通学路に 5 基、新館中学校第 2 グラウンド側の通学路に 5 基の増設が完了いたしました。また、県道取手東線の羽中地区から産業道路の立木までの町道 203 号線の防犯灯 11 基の新設につきましては、既に発注してありますので、間もなく設置されると思っております。

次に、布川陸橋右折レーン拡幅工事についてでございますが、初めに、上部工事のスケジュールについてでございますが、先月の「広報とね」でも、一部お知らせをしたところですが、昨年計画では、ことしの1月ごろから上部工事に入ると伺っておりまして、昨年の9月議会でも、そのように説明をさせていただきました。しかし、年末に入りまして、上部工事を行う時期がおくれるという連絡が土木事務所よりございまして、本年の4月中旬から工事が実施されまして、これから約7カ月の工期が必要とのことでございます。

以下、タイムスケジュールあるいは交通規制等につきましては、担当課長から説明させたいと思います。いずれにいたしましても、町民の皆様方にはぜひともご協力をいただきまして、混乱が起きないように努力していきたいと考えております。これからも、情報の提供につきましては、できる限り早く皆様にお知らせしたいと考えております。

次に、若草大橋の件でございますけれども、現在の利用状況を申し上げますと、昨年4月に若草大橋が開通いたしまして、本年1月末までのデータでございますけれども、これまでの1日平均で申し上げますと、上下線合わせまして740台となっております。若草大橋が開通いたしましてから4カ月間ほどでございますけれども、月々の利用台数にばらつきがありました。しかし、昨年8月からことし1月にかけて月平均が、1日約720台前後ということで定着してきている状況でございます。

2点目の若草大橋に接続する幹線道路の整備状況でございますが、議員ご承知のとおり、昨年4月に若草大橋が開通いたしまして、千葉県側の国道356号線から利根町の県道取手東線までの1.7キロメートル区間につきまして、現在利用されているわけです。取手東線から龍ヶ崎市の県道竜ヶ崎潮来線までの5.3キロメートルの区間につきまして、今、竜ヶ崎土木事務所におきまして事業を進めていただいているところでございます。この区間で、用地取得がまだ完了していないところが数件あると伺っておりまして、事業量で申し上げますと、先ほども高橋議員の中で担当課長が触れておりましたけれども、2割程度の整備状況だというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、布川陸橋右折レーン拡幅工事につきまして、補足してお答えを申し上げます。

初めに、スケジュールについてでございますけれども、タイムスケジュールで申し上げますと、工期は昨年12月からことし11月末までとなっておりまして、そのうち、準備工といたしまして、やはり昨年12月から本年4月中旬までとなっております。この工期ですけれども、詳細につきましては、工程等は今作成中というこ

とでお答えできませんけれども、スケジュールにつきましては、そのような状況になっております。その後、4月中旬から、本年の4月中旬ですけれども上部工事に入りまして、ここから、先ほど町長も申し上げましておりましたけれども、約7カ月間の交通規制がかかることになってまいります。

それから2点目の、この拡幅工事に伴います交通規制はいつからということですが、今申し上げました上部工事に入りますのが、本年4月中旬からとなっておりまして、この時点から交通規制がかかります。その場合ですけれども、龍ヶ崎方面からの一方通行となります。千葉県側からの直進車両につきましては、布川陸橋交差点から戸田井橋方面に迂回をしていただくこととなります。

次に、この場合、片側が交通規制となるものですから、議員がおっしゃっております速やかな情報提供ということがございますけれども、議員ご指摘のとおりでございます。町といたしましても、茨城県に対しましては、できるだけ早く町民の皆様、また地域の皆様にお知らせができるよう申し入れをしているところでございます。

この交通規制期間中につきましては、さまざまな交通障害も発生するかと思いますけれども、今後、迂回路を設定することによりまして、町内のお住まいの方々にも不便が生じることとなりますことから、先月2月23日ですけれども、関係区長さんへの説明会を開かせていただいております。この中で、ご協力をお願いしたところでございます。また、布川周辺にお住まいの方々には、これまでどおりの車両通行ができないところも発生してきますので、迂回路等を図で示しました回覧を、できれば今週から来週にかけて配布して周知を図っていきたいというふうに、茨城県の方と今、調整をしているところでございます。大変、交通混雑も、迂回路をとることによって発生するかと思いますけれども、町民の皆様また地域の皆様にはご協力をいただきたいと思っております。先ほど町長も申し上げておりましたとおり、町民の皆様には本当に大変な、これまでどおりの通行ができないところが多々出てきますので、混乱が起きないようにお願いしたいと、こう考えているところでございます。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 5番佐々木喜章君。

5番（佐々木喜章君） 2回目の質問に入らせていただきます。

建設行政の布川陸橋右折レーン拡幅工事に関する交通規制に関しては、栄橋を利用している人たちは、いつから交通規制になるか、巡回路はどうなるのか、交通規制によって何分ぐらい時間がかかるのかと、いろいろ考えております。栄橋は、利根町の人たちだけではなく、龍ヶ崎市や周辺の人たちもたくさん利用しております。1日の通過交通量は約1万8,000台ですから、すごい台数です。つい最近も、友人から話がありまして、栄橋の交通規制はどうなるのと聞かれたところです。私も、知っている限りの情報は伝えていますが、やはり広報やホームページ等で速やかに

知らせるべきです。交通規制が決まり次第、広報等でお知らせするようお願いいたします。

まず、龍ヶ崎市との合併問題から言いますと、井原町長は、平成 19 年度新市でスタートと公約を掲げて町長になったわけですから、それができなかったのですから、今までの経過、今後の利根町の将来についてどのように考えているのか明確にしなければなりません。先ほどの答弁を聞いていますと、抽象的でちょっとぼやけて聞こえております。そこで、もう一步踏み込んだ合併に対するスケジュールを具体的にお答え願いたいと思います。

次に、利根中学校の通学路整備に関してですが、実は私、県道の八枚橋から通学路に行ってみました。そこで思ったのですが、町道の幅員は約 2.3メートルと狭く、普通乗用車と自転車の交差がやっと思えます。それに、大竹さんの先の右側で小池起業さんが、資材置き場の出入り口として町道を利用していると思います。重機も中にあり、通学路の幅員が狭いのでちょっと心配になったのですが、その辺は大丈夫でしょうか。その辺をお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 通学路と陸橋の件については、担当課長から説明させます。

まず、合併について将来を明確に示す必要があるというようなことでございます。いろいろ合併についての、今までの経過を踏まえましてやるべきことというのは、合併を進める上で一番大切なことは、私は財政問題にあるということでございます。この財政問題は今、一生懸命やらせていただいておりますところでございます。これは解決するとは言えませんが、やはり相手に、合併したときに、龍ヶ崎市民の市民サービスまで低下させることのないようにしなければならぬということで、今考えておるところでございます。

それから、もう一つの合併に対することは、考え方の一つの基本としては、先ほどちょっとお話ししましたが、地方統一選挙後に、やはり考えなくてはならないということでございます。これは、名前出してあれなんですけれども、実は今、茨城県議会が開かれておりまして、その中での、これは足立寛作さんの、公明党さんですが、この代表質問の中で、やっぱり合併に対して質問をされております。ちょっとこれを読ませていただきまして、それから、ちょっとお話をさせていただきますけれども。

現在、市町村の合併の特例に関する法律、これは合併新法ですけれども、に基づいて設置された合併推進審議会が、県の合併構想策定に向けて審議を重ねていると伺っております。既に構想対象市町村の組み合わせ案がまとまりつつあるようですが、注目しなければならないことは、市町村長への意向調査で、44市町村中、実に33市町村が合併の必要がありとの意思を表示していることです。この際、知事が先

頭に立ち、この合併の必要ありと意思表示をした市町村へ、合併に向けての説得と世論づくりに全力で取り組むべきではないでしょうか、このような質問をされております。

それに対して知事は、市町村合併の取り組みについてでございますが、本格的な人口減社会の到来を控え、市町村が将来にわたって自主的、自律的なまちづくりを進めていくためには、行政基盤を初めとする基礎的な力を高める必要がありますことから、今後とも市町村合併を推進してまいりたいと考えております。それで、現在、市町村合併推進審議会におきまして、新法下で合併意向のある市町村や、旧法下での未合併市町村、これは利根町を指すわけですけれども、この旧法下での未合併市町村などを対象に想定される組み合わせについてご検討いただいておりますので、今後、審議会からの答申を受け、新法下で合併を推進する必要があると認められる市町村の組み合わせを示す構想を策定してまいりますということで、答弁されております。

ですから、今後の龍ヶ崎市との合併につきましては、この答申、これが、先ほど5回、6回開催されるというようなことで抽象的に申し上げましたけれども、これは、私のあくまで推測的な希望的観測を含めてちょっとお話をさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、地方統一選挙後もう一度、各市町村長の意思の確認をして、希望を聞いて、それで、県の合併審議会の開催を7月ごろに、その結論を出していくのかなと。それで、8月には最終的な枠組みについて結論を出すということになるかと思っております。

で、この枠組み的なもの、最終的な発表というのは、これは県知事への権限の移譲ですからね。ですから、そうしますと、合併について話し合う場、つまり合併協議会が設置されますから、その中で合併協議を、合併について話し合いを進めていけば、急速に進むというふうに私は思っております。

ただ、その中で、今議員がおっしゃるように、利根町のまちづくりをどうするかという大きな問題がございます。それまでに何とか、利根町、今いろいろな総合計画がされておりますけれども、その計画の見直しをもう一度やらなければならない。いろいろな人口フレームの問題とか、団塊の世代とか、いろいろな数字的なものも含めて、この地域に住む人間が今後どういうふうな生活をしていくかという、将来像を見据えた中での計画をつくっていかなければならない。その計画をもって、やっぱり龍ヶ崎市との話をしなければならない、すり合わせをしなければならない。

今までも、そういう形でやってまいりましたけれども、状況が違いますので、それをまず急ぎ住民の皆様方との話し合いの中で、この計画をつくっていききたいということの、その第一歩の中で地区の懇談会を今まで開いてきた経緯がございます。で、4月になりますと、これをもっと具体化するために、この議会にも提案してございますけれども、振興計画の委員等の設置の前に、区長さんを含めた中でのいろいろな方面のそういった町の構想の立ち上げですね、部門別の。そういう立ち上げ

をして、何ていいますか、立ち上げをして、最終的にはその委員に諮って、諮問をして、それで9月の定例会、ちょっと時期的にはあれなんですけれども、できれば、9月の定例会には、この町の将来の案を示していただいて、龍ヶ崎市とのすり合わせをしたいと考えております。

ですから、19年度は大変忙しいなというふうに私考えておりますので、その点もよく議員の皆さん方にもご理解をいただいて、ご協力をいただきますようによろしくお願いしたいと思います。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 中学校の通学路につきましてですけれども、議員がご指摘の場所、下井地先におきまして一部重機等の出入り口があるとのことですが、今現在ここに事業所がございまして、通学路の整備、町道1237号線、今工事中でございまして、ここの事業者が今工事を請け負っておりまして、それに関連して一時的に重機が出入りしているのかなという、明確に答えられませんが、そのようなことかなと今思っておりますけれども。

この通学路の通行につきましては、朝夕の生徒たちが登校、下校する時間帯につきましては、できるだけご配慮、ご協力いただくように事業所の方に申し入れをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 5番佐々木喜章君。

5番（佐々木喜章君） ご回答いただきまして、ありがとうございます。

通学路の問題ですが、いろいろな人に協力を得るということでしたが、通学時間帯に交通規制とかそういうもので、本当に狭いですからね、自転車と通行すれば、ガードレールも何にもない状態ですから田んぼの中に落っこちちゃいますよ、あれ。だから、私が欲しかった答弁は、時間帯で交通規制してありますよという答弁が欲しかったのですが、そこまでやってあるのかどうか、もう一回お答え願います。

それと、私は町民の代表としてこの4年間、合併問題にこだわり、毎回一般質問をやってきました。それでも、結果は、相手も決まらない状況です。この状況を打開するためには、やる気と根気が必要です。これからの利根町は、最も厳しい行財政運営をしていかなければなりません。そのためには、これからも町民の代表として意見を述べたいと考えております。何が町民にとって一番有利か、利益があるのかを最優先に考え、物事を進めていきたいと考えております。

今回私が質問した合併問題、通学路、栄橋の規制問題は、町民に対して一番大事なことです。執行部には十分検討いただきまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 大変失礼しました。

通学路の交通規制ですけれども、議員ご指摘のとおり二、三メートルしか有効幅員とれていませんので、大変、農耕車とか、すれ違いでも大変危険な場合が発生する可能性もあります。これにつきましては、基本的に農道も併用している道路でございます。これから農繁期等もございますので、総務課、取手警察署の方と協議しまして、今後検討したいと考えております。よろしく願いいたしたいと思いません。

議長（飯田 勲君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後零時 07分 休憩

午後 1時 30分 開議

議長（飯田 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま会議録署名議員になっています 15 番伊藤利夫君が退席しましたので、会議規則第 118 条の規定により、17 番会田瑞穂君を会議録署名議員に追加指名いたします。

3 番通告者、7 番今井利和君。

〔 7 番今井利和君登壇 〕

7 番（今井利和君） 質問に入る前に、3月8日、長年にわたり利根町のためにご尽力くださいました県議会議員川口三郎氏の訃報に接し、心より哀悼の意を表します。

それでは、質問に移らせていただきます。

合併についてお尋ねします。

平成の大合併で合併した自治体のうち約 69%の市町村が、今後も厳しい財政状況が続くと答えております。そして、さらに 45%の自治体が今後も合併を必要としております。町長はいろいろな情報の中で合併に対して慎重になっているのかどうかわかりませんが、今までも各議員の方々が、議会で幾度なく龍ヶ崎市との合併について質問しているにもかかわらず、町長の答弁は、信頼回復や行政改革に努めていると言うばかりで、合併そのものは進展しない状況説明が続いています。平成 18 年 12 月の定例議会後に、龍ヶ崎市へ公文書での合併の話し合いを申し入れたのか、また、話し合いの場が持たれたのなら、その内容や進捗状況などを詳しくお聞かせください。

次に、道路網について 3 点お尋ねします。

1 点目は、取手東線についてお聞きします。利根町の活性化には、第 1 に道路網の整備が必要です。現在、利根町の多くの方々が取手駅を利用して東京方面へ通勤・通学をしておりますが、この人たちのためにも、利根町の活性化のためにも取手東線の早期完成が必要です。現在、工事が始まったとの話も聞きましたが、19 年度の

工事予定及び今後の予定をお聞きします。

2点目は、美浦栄線の進捗状況についてお聞きします。圏央道である阿見インターよりつくば牛久インターの開通式が、3月10日に行われました。若草大橋より潮来線までの土地買収も、私の情報では95%が済んだと聞いておりますが、美浦栄線の進捗状況及び県への働きかけの内容をお聞きします。

3点目は、若草大橋が開通になりましたが、加納新田地先での工事は進まないようです。どのような状況なのかお聞かせください。

私の質問では、合併と道路網についてでございますが、佐々木議員とも重複しております。また、高橋議員とも重複しているところがありますが、再確認の意味でも答弁をお願いします。

議長（飯田 勲君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、今井議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、合併についてでございます。今までも申し上げてきたところでございますけれども、18年12月議会定例会後に、龍ヶ崎市へ公文書で申し入れたかというような質問でございますけれども、私といたしましては、事務的に公文書で申し入るということではなく、まず、話し合いによる合意を図っていくことが大事であると思っております。そういうことで、やはりお互いの信頼関係を築くことが、早期合併に向けて一番よい方法であると考えておるところでございます。

それから、去年の7月から利根町・龍ヶ崎市との事務レベルの情報交換などしております。龍ヶ崎市長の好意により実施しておりますけれども、このことについては前回議会でお話したかと思えます。引き続き、ことしの1月19日に、第2回の情報交換を龍ヶ崎市役所において開催をしていただきました。内容は、教育問題についてでございます。

このように、さまざまな角度から地域の連携の方策を見出して、龍ヶ崎市との合併に対する機運の醸成を高め、さらに市長との話し合いを行い、早期合併実現に向けて今後も邁進するという心には変わりございません。

ただ、議員が、なぜその公文書で申し入れた方がいいかと、そのご提言の意味が私はよくわかりません。というのは、今までの経過等を見ますと、合併を壊したというか、合併協議会を一方的に破棄させたのも利根町側にあると、それで、新しい新市のまちづくりのための貴重な財源である特例債もなくなってしまった。そういう状況の中で、壊した相手から、なぜ公文書で合併しましょうと申し入れるのか、その理由がわからない。やはり今までのそういった利根町の態度については、もう少し、私は三枝の礼でいくと、礼節を重んじるということでございます。

それから、道路網についてでございますけれども、まず、1点目の取手東線バイ

パスの進捗状況でございますが、羽中地先から県道千葉竜ヶ崎線までの 1.1 キロメートルの区間のうち、平成 15 年度までに、約 300 メートル区間は、利根地区基盤整備地内の創設換地、買い上げを茨城県に行っていたところでございます。これは、皆さんご承知かと思えます。

その後、平成 16 年度からは、これまで現地対応はなされておりました。昨年度から事業計画の変更が検討されておりまして、本年度、先月から現地測量ということで、地権者説明会を 2 月 13 日に開きまして、今現在、作業を進めていただいているというところでございます。

この事業計画の変更につきましては、茨城県の財政も大変厳しいということで、当初計画されました幅員を確保することは難しいと、そういうお話でございまして、両側歩道を片側歩道に変更されたものでございます。

今後でございますけれども、平成 19 年度には順次用地買収に入るというようなことで、竜ヶ崎土木事務所から伺っております。町といたしましても、早期実現をお願いしているところでございます。

それから 2 点目の美浦栄線バイパスの進捗状況はどうなっているかというようなことでございますけれども、美浦栄線バイパス進捗状況につきましては、先ほど佐々木議員にもお話したかと思うんですけれども、今後とも茨城県におきまして鋭意努力されているというようところでございまして、町といたしましても極力ご協力をすると、協力していくということでございます。

それから、美浦栄線バイパスに対して県への働きかけの内容をどうしているかというようなご質問でございますが、利根町も構成市町村となっております霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会があります。この中で、昨年 8 月 8 日に私も出席いたしまして、茨城県知事を初め関係部署に出向きまして、この美浦栄線バイパスの早期完成をお願いしているところでございます。また、今年に入りまして 2 月 7 日に、竜ヶ崎市土木事務所の所長のところに伺いまして、美浦栄線バイパスにつきましては法的な手続を含めて事業を進めていただければということで、早期完成をお願いしているところでございます。その中で、所長からは、早期完成を目指して順次事業を進めていくとの返事をいただいております。

3 点目の加納新田地先につきましては、先ほども高橋議員の中でも、その問題点等をお話いたしましたけれども、今井議員もご承知のように、議員が損害賠償請求事件として訴訟をしておられるこの件についても絡んでまいりますので、私は再三申し上げておりますように、司法の手にゆだねるということでございます。

議長（飯田 勲君） 7 番今井利和君。

自席で。

7 番（今井利和君） 大変失礼しました。つい、ちょっとかっとなったところがありますので。

2 回目の質問をいたします。

合併について、2回目の質問をいたします。

2月1日に、龍ヶ崎市、河内町、利根町の1市2町の議員交流会があり、私も出席しましたが、来賓としての龍ヶ崎市の串田市長も出席しておりました。大変よい機会なので、市長及び龍ヶ崎市議会議員の方々に合併についてお尋ねしたところ、市長は、合併についての話し合いはしていることはしているがと、消極的な返事が返ってきました。また、市議会議員の3人の方とも話し合いもしましたが、利根町との合併は難しいとのお答えでした。

井原町長は、今まで数回しか龍ヶ崎市との話し合いができなかったのに、公約だからと合併の相手を龍ヶ崎市しか考えていなかったのでしょうか。県の諮問機関、合併推進審議会の調査では、平成22年3月末までの新法期限内で、合併が必要だと名乗りを上げた市町村は、北茨城市、守谷市、河内町、五霞町、境町、そして利根町の6自治体でした。

また、諮問機関では、財政再建団体に陥る可能性のある自治体は救済的な合併も必要ではないのかと検討されております。各自治体の考え方はいろいろですが、守谷市長の構想は、新法のもと平成22年までに、常総市、取手市、つくばみらい市と合併し、道州制が議論される中で、中長期的には、県南地域の全市による政令市を目指したいと訴えています。私は、守谷市長の考えに共感しています。井原町長は、取手市や守谷市との合併について、各市長と話題にしたこともあると思いますが、新法のもとでの守谷市長の構想に対して、どのように感じているのかお聞きします。

次に、美浦栄線についてお尋ねします。

平成18年の第4回定例議会の中で中野議員が、美浦栄線バイパスについて、若草大橋も開通し一日も早い供用開始を願って質問いたしましたが、それに対し町長は、今、少し答弁の中で述べておりましたが、8月8日に、石岡市長、阿見町長、かすみがうら市長、小美玉市長とともに、県知事に対して美浦栄線バイパス整備について強くお願いしてきたと答弁されております。当日、知事が不在のため、副知事と話し合いをしてきたということでした。また、4月に開通した若草大橋を、千葉・茨城道路として位置づけ、百里飛行場までの整備もお願いしているところだというお話でしたので、大変心強く思って聞いておりましたが、8月から、はや6カ月以上たった今、肝心の利根町側の若草大橋から地先での工事進まなければ、百里基地までの整備どころではないでしょう。

先日、つくば牛久インター、阿見東インター間が開通を迎え、地元住民は大喜び、町の発展に期待を寄せている様子が報道されておりました。

惣新田町有地問題は司法にゆだねるということですが、町は、町長は解決しようとしはないのではないのでしょうか。利根町発展のために、利根町長、担当課長として、若草大橋からの地先の件をどのように進めるのか、もう一度お聞きします。一日も早い完成実現を願っている多くの町民のために、なお一層の努力をしてもらいたい。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

2月1日に、1市2町の議会の皆さん方の会議ですか、懇談会ですか、あったと今お話がございました。その中で、龍ヶ崎市長が、その話の中では大変消極的だったと、今井議員がお尋ねのときは大変消極的だと、それは、わかりますよ。だって、今井議員は反対の立場でしょう。そういうふうに向こうに映っているから、恐らく消極的に答えたんでしょう。私は、そういうふうに関心していました。

これは、ですから、市長と、やはりじっくり話し合った中で、一々どういうふうに進めるかとか何とかと、そういう懇談会の席でそういう言い方はいけませんけれども、これこれですよと、これはこうですよと、そういうのは言えないと思うんです。ですから、そのように消極的だったのではないかと思っています。これが利根町の中で、この中でも、ほかの議員も、恐らく市長とお話されたと思うんですけれども、では、違う議員、合併を推進する立場にいる議員との話は、また別だったかと思えますよ。その辺の方の議員の話を聞いてみないと、私は何とも言えません。

それから、守谷市長の構想、私は知りません、はっきり言って。ただ、それは、守谷市長個人が、どういう場でそういうことを発言されているのかも、私はわかりません。

ただ、しかし、新法の期限すれすれに合併する。この利根町が財政的に持ちますか、持たないから、今一生懸命やっているんですよ。だから、皆さん方に協力をしてくださいと言っているんですよ。

再三申し上げますけれども、この合併をただ賛成だと、龍ヶ崎市ばかりじゃなくて、広域的に考えたらいいいんじゃないかと、それは一つの考え方なんですけれども、今ここでぶれたら、また、これ壊れますよ。やはり龍ヶ崎市なら龍ヶ崎市という方向で、住民の皆さん方もそういう方向で決めたいんですから、その方向でぶれないでこのままいくと。そして、財政問題を立て直して、龍ヶ崎市民に迷惑かけないような合併を目指していくと。それが、やはり市長の心の中にもあってね、早く利根町の財政を健全化しろよということであろうというふうに、私はっております。そういうことでございますので、ひとつ今井議員におかれましても、この合併についてよくお考えいただきたいと思っております。

ですから、守谷市の構想についてというふうに聞かれても、私にはちょっとお答えできません。私が今目指しているのは龍ヶ崎市との合併を目指していると、そういうことでございます。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 道路網についてということで、美浦栄線バイパスにつきまして、担当課長としてどのように今後進めていくのかというご質問ですけ

れども、先ほど初回で町長が申し上げておりましたけれども、2月7日に土木事務所長のところに町長が伺いまして、私も同席させていただいておりますけれども、先ほど町長が申し上げておりましたように、茨城県の方では、法的手続きも含めて今後事業を進めていくということを言われておりますので、順次事業については進むものと私は考えております。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 7番今井利和君。

7番（今井利和君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、合併に対してですが、合併に対しては、井原町長は消極的な行動としか私には見えないのですが、そこでお尋ねします。

2年前の選挙公約では、18年度中に合併を実現します、全力で取り組みます、そして2年で合併ができなければ町長をやめると町民に訴えて当選したはずですが、18年度中の合併が不可能になり、町民との約束、信頼を裏切った今、政治家としてその責任をとり辞職をし、新たに合併に対しての公約を提言し、町民の審判を仰ぐことが必要だと思うが、町長は辞職する考えがあるのかないのか明確にお答えください。公約は大変重いものと思われまます。

これで、私の質問を終わります。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えいたします。

合併は不可能になったと思っておりません。私はできると思います。したがって、合併を実現させるまでは辞職はいたしません。

以上です。

議長（飯田 勲君） 今井利和君の質問が終わりました。

4番通告者、10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） このたび、川口県議、死去なされました。心からお悔やみ申し上げたいと思います。

一般質問に入る前に、一言述べさせていただきます。

私、平成7年に議員として当選いたし、その後、毎回、一般質問を行ってまいりました。特に、きょうも質問するわけですが、取手東線のバイパス問題、これは何回となく質問してまいりました。また、栄橋の渋滞緩和に関する問題、また、先ほど今井議員も質問してまいりましたが、利根町と龍ヶ崎市の合併問題、私も何回となく質問してまいりましたが、残念ながら、一度、龍ヶ崎市との合併は壊れてしまいました。しかしながら、今後も、合併問題、栄橋の渋滞問題、また、道路網の問題、これに対しても、利根町としてやっていかなければならないのかと思っております。今定例会で4年間の任期は終わろうとしておりますが、私はまた再度立候補

いたしまして、この諸問題に関し一生懸命やっていくつもりであります。よろしく  
願います。

では、質問に入ります。

取手東線バイパスについて、取手東線バイパスが計画されて 10 年近くなります  
が、まだ工事に入れない状況です。当初の計画では、羽中地先から中田切を抜けま  
して、押付新田前を通り、利根川堤防、県道 11 号線でございますが、そこまでぶ  
つけるバイパス道路でございましたが、一部地権者で反対する方がおりました。そ  
のときの町長、前遠山町長は、取手東線バイパスは利根町にとって大変重要な道路  
であると言っておきながら、反対している地権者の方と話し合いはせず、数年たっ  
ても解決ができませんでした。このことに関しては私、一般質問で前遠山町長とは  
数回激論をしたことがあります。県の方では、当初の計画を縮小してきましたが、  
現在予定されている計画は、羽中地先から中田切までの県道千葉竜ヶ崎線までとな  
りました。既に羽中地先の場所は、農業関係での基盤整備事業により道路になる土  
地は確保されております。これからの利根町発展するためにも一日も早く完成して  
いただきたい、私の念願でもあります。

また、去年は若草大橋が開通いたしました。今後、千葉県側におきましても新し  
い道路ができることと思います。茨城県側では既に龍ヶ崎を通って鹿嶋方面へと計  
画されております。若草大橋は今後、千葉県、茨城県、両県発展の重要な橋になる  
ことは間違いのないと思っております。これからは車の通行量も多くなり、取手東線  
へ入ってくる車も多くなってきますので、特にバイパスはどうしても必要になりま  
す。平成 18 年度も残り少なくなってきましたが、今年度工事に入れなかったよう  
ですが、現在の進捗状況と平成 9 年度以降に予定されている事業の内容について伺  
います。また、美浦栄線についての今後の工事予定もあわせて伺います。

2 点目です。行政改革について、町職員、臨時職員について伺います。

井原町長は、利根町の立て直しとして行政改革を行っております。既に結果も出  
てきておりますが、職員の削減についても、希望退職をお願いしているところだ  
が、18 年度中に何人の方が希望退職なされますか。また、今後の職員の削減、逆に  
雇用の考えはあるのか、また臨時職員についての考え方について伺います。

以上でございます。

私、今、バイパスについて 19 年が 9 年後と言ったようでございますので、訂正  
して 19 年後です。よろしく願います。

議長（飯田 勲君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 若泉議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、取手東線バイパスの進捗状況と平成 19 年度に予定されている事業につき  
ましてお答えしたいと思います。

県道千葉竜ヶ崎線から東側の約 1.1 キロメートルにつきましては、約 300 メートルの用地買収が進んでおります。これは利根地区の基盤整備の換地で取得した土地かと思えます。残り約 800 メートルの区間につきましては、今議員おっしゃるように、これは羽中地先から千葉竜ヶ崎線に至る 800 メートルですね。800 メートル区間におきましては、道路幅員等の計画変更がございまして、先月、新たに地権者説明会がございました。地権者に対しまして、境界立ち会いのお願いをしたというふうに伺っております。

当初の計画では、道路幅員が 20.5 メートルということで計画されておりましたが、茨城県の財政事情等の問題もあるということで、現在、道路幅員が 11 メートルということで計画変更されております。この地権者の境界立ち会いが今実施されておりました、その後、測量に入るといふように伺っております。

平成 19 年度の予定でございますが、竜ヶ崎土木事務所からは、一部用地買収に入るといふように伺っておりますが、今、茨城県議会でも、新年度予算が審議されている最中でありまして、明確なお答えはいただけないのが現状でございます。ご理解いただければと思えます。

次に、美浦栄線バイパスの今後の工事予定についてでございますけれども、加納新田地先から竜ヶ崎潮来線までの約 5.3 キロメートルの区間につきましては、いろいろと問題があると、茨城県でも大変ご苦労されているところございまして、工事のできる部分について順次作業を進めていくということに伺っております。どこまで、いつまでにとということになりますと、先ほど申し上げましたけれども、県の事業でございますので、県の予算が成立してから、県も大分、建設事業費 8 % 削減というようなことで言っておりますので、各管内、竜ヶ崎土木事務所、何々土木事務所と各土木事務所がありますけれども、その中での配分を待って、配分が決まってからになるかと思えます。その配分がされないと事業費が決まらない。ですから工事内容もわからないということなので、もう少しお待ちいただければと思っております。

このバイパスという言葉、ただ単に取手東線バイパスとなりますと、どこを言っているのかちょっと意味がわからないんですよ。今言った羽中地先のバイパスもそうですし、加納地先からの件もバイパスと言っているんですね。それで、これは私なりに整理いたしますと、今、800 メートル区間というのは羽中地先から千葉竜ヶ崎線までの区間、その先の堤防までの区間につきましては、私、就任当時申し上げたかと思うんですけども、県でやらなければ町でやるよというようなことで申し上げたとおりでございまして、これは地権者、言い方悪いんですけども、当時の反対している地権者には、私が触接行って話しまして、こういう事業をやるんだけれどもということで了解を得てありますので、周囲の地権者の同意が得られれば、あとは農水省の方へ行って事業の獲得に動くということになるかと思えます。

それから、もう一つ大切なことは、加納新田地先から竜ヶ崎潮来線までの、これ

もバイパスという言葉で言うておりますけれども、一番大切なのは、この取手東線の全線について整備計画の変更と申しますかね、これをやはりしっかりと考えていかなければならないと思うんですよ。布川地に立っての若草大橋を見るのと、若草大橋に立って茨城側を見た場合のその状況というのは、がらっと変わりますから。ですから、利根町なりに、利根町で今後発展のために、この道路というのが必要だと感じ、私も感じています。ですから、それは、上位計画になる整備計画をちゃんとしっかり立てて、それで、やはり県なり何なりと、県なりと、上位とそのすり合わせをした中で事業を推進していかなければならない。ただ単に、ここをやれ、あれをやれ、このバイパスつくろうだけでは、なかなか進まないという状況でございますので、しっかりとした計画を立ててやっていきたいと。

以前にも、平成 14 年でしたか、ちょっと間違っていたらごめんなさい。特別委員会をつくった中で、このバイパスについて一部大房方面も通すかというような案も、この議会の中で議決されておるところでございますして、そういった大きな計画も、今後もう一度、議員の皆様方にお諮りして、何がいいのかを計画の中できっちり示させていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

次に、行政改革における町職員、臨時職員についてのご質問でございます。

この件に関しましては、17 年 11 月に改定いたしまして、利根町行政改革大綱を基本とする利根町集中改革プランを昨年 6 月に策定しまして、町民の皆様方に公表したところでございます。このプランは、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の行政改革の具体的な施策をまとめたものであります。現在、このプランに基づきまして、全職員総力を挙げて財源の確保と歳出削減に取り組んでいるところであります。この利根町集中改革プランにおいて、定員管理の適正化の中で定員の抑制の施策を挙げ、平成 21 年度までの 5 年間で 19 名の削減を目標にし、簡素で効率的な行政運営を推進するとうたっております。

具体的に申し上げますと、平成 18 年度末において定年に伴う退職者が 6 名、勸奨による退職者を 2 名、計 8 名を目標としております。平成 19 年度初めに再任用する採用を 1 名としておりますので、合計すると削減目標が 7 名となっているかと思えます。現在、再任用を含めた定年退職予定者が 6 名、勸奨退職予定者が 6 名、計 12 名退職予定になっております。また、19 年 4 月に再任用による採用者を 1 名と予定しておりますので、差し引き 11 名の削減ということになります。これは集中改革プランの目標を 4 名上回る人数になっております。また、行政の一般職において、平成 20 年、21 年度において各々 2 名、計 4 名の新規採用を計画に見込んでありますが、退職者の動向を見きわめた上で、新規採用をどうするのかを判断していきたいと、このように考えております。

一方で、小中学校において調理師の定年退職に伴い、年々減少している状況にあります。今後、小中学校の統廃合により、学校数が減少することにより給食室も減少してまいりますが、学校給食の運営に支障を来さない範囲において、新規採用で

はなく、定年退職した調理師の再任用により対処していきたいと考えております。

臨時職員につきましては、集中改革プランの中で、効率的な自治体経営の確立を図るため、財政運営の適正化の観点から、経費の節減、合理化等、財政の健全化の一環といたしまして、事務補助的な臨時職員の削減を図ると施策を掲げ、平成 18 年度におきましては臨時職員の削減を実施したところでございます。つまり、事務的な補助の臨時職員を先に削減するというところでございます。

これは、昨年 4 月に組織機構の改変とグループ制を導入したことにより、人的配置の弾力化と機動的な組織運営が可能となることを受けて実施するものでございます。今後も、簡素で効率的な行政運営を推進するため、定員管理の徹底や行政評価に基づく事務事業の見直しを実施しながら、町民の立場に立った行政運営を行っていきたいと考えておるところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（飯田 勲君） 10 番若泉昌寿君。

10 番（若泉昌寿君） 答弁ありがとうございました。

それでは、まず取手東線バイパスの方から再質問させていただきます。

今の答弁ですと 18 年ですか、測量に入ったということなんですが、それで、計画よりも約 9 メートル幅員が狭くなったということでございますけれども、これはいたし方のないことなのかなと思います。これは、先ほど冒頭に私読み上げたとおり、10 年くらい前から計画されているバイパスでございますね。当初は、羽中地先から押付の堤防までの延距離ですか、そこまでの予定の道路でしたが、たまたま反対の地権者がおりまして、利根町としてはその地権者に対して話し合いもせず、県の方も、はっきり言って、まだ結局、地権者の話し合いも進まないでいるのなら県の方も財政が厳しいからという、そういう理由もあるのでしょうかけれども、今の予定になってしまいました。

私、特に今回この取手東線で聞きたかったことは、私はどうしても堤防までのバイパスをつくっていただきたい、それは私の念願なんですよ。やはり押付新田前通って堤防までのバイパスをつくらない限りは、今の布川のまちの中は大変屈折が多くてね、狭い道路なので、その布川のまちの中を通らない道路、これは、私はどうしても必要だなと、そう思って以前何回もこの道路に関しては質問を繰り返しやってきたんですが、町長が就任したときに、先ほど町長答弁してくれましたけれども、県の方ではやらなくなったのだから、これは町として、町長、私がやりますよ、基盤整備を絡めた中でやりますよと、そのように以前おっしゃってくれましたね。それで、先ほど、それはやりますと答弁聞きましたので、これは、町長は当初述べてくれたとおり実現するんだと、そういう固い決意でいるということ聞いてね、私、安心しましたけれども。

それに関しても、そうしますと、基盤整備を今度進めなければいけない。ですから、その基盤整備は現状どのような状況になっているのか、私、これが今度気にな

りますので、後で答弁をしていただきたいと思います。

それから、町長は今、部分的なバイパス、そのようにおっしゃいました。全体的に見なければいけないんだよ、確かにそうだと思います。以前、特別委員会作りまして、町長みずから会長として、私、副会長として会議を行った結果、町長もおっしゃいましたように決まりましたね、案としてね。それで、議会の方も決議されました。県の方にも届けました。しかしながら、県の方でもそれが結局、実行ということになりますと、現状ではなかなかできない。ですから、今、町長おっしゃいますように、今後は、再度また新たに取手東線ですか、特に若草大橋のちょうどおりてきたところ、あそこから全体的な見直しの路線というか、そういうバイパスのところを見直していかなければいけないのかな、私そう思います。それも、ちょっと先の話になると思いますが。

とりあえず、現在今、県の方でも、羽中地先から千葉竜ヶ崎線までは測量入って今後工事も入ってくれる、そういうことなので、まずはそれを一日も早く県の方にお願いしてやっていただきたいと思います。特に、行政の方からも県に対してぜひとも要望していただきたいと思います、そのように思います。それで大体、先ほどもちょっと町長、いつごろになるかわからないようなことは言っていましたけれども、全然予定つかないですか、いつごろまでに完成するか。もしわかりましたら、再度ご答弁お願いします。

それから、美浦栄線の方ですが、美浦栄線の方に關しまして、きょうは、先ほど高橋議員の方からも質問ありましたとおり、惣新田の共有地、そういうものも絡んでおりますので、非常に難しいのかなと。しかしながら、この惣新田の共有地も何とか一日も早く解決して道路の工事に入れるようにしなければいけない。それから、町長、先ほども、議員の皆さんは惣新田の方には首突っ込まないでくれと、そのようにおっしゃいましたので、私は首突っ込む気持ちはございません。そのかわり町長に、あなたにお任せします。ですから、その点は一日も早く惣新田の皆さんという方法で解決できるようにご期待しています。それで、一日も早く工事に入れるようお願いしたいと思います。

それで、一つお聞きしたいんですが、これは課長の方からお願いしたいと思います。惣新田の共有地が解決するしないは別として、そのほかに関しての工事は県の方では進めていくのかどうか、それが1点。

それと、先ほど高橋議員のときにちょっと答弁したと思うんですが、用地全体の用地の買収9割とおっしゃっていましたが、この9割、その中に、惣新田の共有地、それは入るのか入らないのか。その2点、課長の方から答弁お願いしたいと思います。

それから、2点目の臨時職員の件でございますが、平成17年から21年の計画ですと19名減らすと、そういう計画でございますが、今現在12名ですか、削減できるような形になっております。それで、それに対して新規の方も、本当のわずかな

2名とか1名とかそういうことですが、採用すると。そういうことなので、私、これは非常にいいことだと思います。

確かに今、利根町、財政的に非常に厳しいです。しかしながら、人件費が一番大きなウエート占めていると思うんですよ、この利根町の財政の中では。ですから、一番財政的に楽になるのは、職員を減らして人件費を減らす、これが一番手っ取り早い方法だとは思いますが。しかしながら、減らすだけ減らして、はっきり言って、今、利根町では、私の記憶では、平成7年以降は新採はしていないと思うんですよ。ですから、今、一番新しい方で、新しくもないですけども、平成7年ですからね。年齢においても、30歳は過ぎていますよね。このまま減らすばかり減らして全然採用というものをしなかった場合、先行きは、これは合併できれば別ですよ、町長は2年か3年あたりは合併できるようなこと言っていましたけれども。それにしても、新しい職員を採用しないということは、将来的に見たら、やはりこれはまずいのかなと。ですからここで、採用はするんだよと、そういう計画あるんだよと、そういうのを伺って、私は一安心しているのかなと思います。

そこで、一つ私お聞きしたいのですが、今現在、一般職員170名ぐらいいると思うんですが、現在の利根町の人口に対して職員が何人ぐらいいたら、町民の皆さんにご不便をかけないでやっていかれるのか、もし、その辺わかりましたらご答弁願いたいと思います。

それから、臨時職員でございますが、今後は結局、給食の方とか、そういう方で減らしていくと言いましたけれども、現在、18年度で臨時職員、延べですが95人いると伺ってはいるのですが、現在これだけいるのか、それとも、それ以上に減っているのか、その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、美浦栄線というよりも羽中地先からの件で、議員は要するに堤防までほしいんだよというようなことですが。私も堤防までは必要だと感じておりまして、この席でそういう方向づけをさせていただいたところでございます。

今、基盤整備も当然絡んでまいりまして、基盤整備でやるということになると農水省の予算になるので、この予算の獲得には、今、北部地区やっておりますので、北部地区を何とか早めに事業に入りたいなというようなことで、今、説明会やら何やら関係機関を巻き込んでやっておるところでございます。

この何ていいますか西側といいますか、今お話のところにつきましては、まだ事業費を出したりなんかして説明会というのは入っていないかと思っておりますけれども、私も何人かの有力なところは、その都度歩いていて、将来こういうふうにするからひとつお願いしますというようなことで、今から何ていいますか、合意形成をつくっていったいといいますか、機運を盛り上げていっているといっていますか、そういう作業

を今しているところでございます。

また、この地区につきましても、先ほど言いましたように、要するに計画をまず先に立てて、県なり国なりにその事業を認めていただかなければ事業はつきませんので、町では出し切れない、要するに国の事業でこれをやりたいと考えておりますので、少し時間はかかるかもわかりませんが、とにかく計画したものは実行する方向でいきたいと考えております。

それから、共有地 9 割何割の件については、担当課長の方から話させます。

それから、人件費の問題ですけれども、人口に対しての適正な職員数云々というのはちょっと難しい質問で、その市町村、市町村によって、人口に対しての職員というわけにはいかないんですよ。例えば身近なところで、隣の河内町と利根町の事務量を見た場合に、うちの方は都市計画に入っていますので、そういったいろいろな事業も優先的にやらなければならないということで、どうしても職員は多く置かなくてはならないということもございまして、単に人口に対して何人が適正化ということにつきましては、ちょっと答えられません。はっきり言って、何人がいいのかというのは、私にもはっきり今つかんでおりません。あとは、行革やら何やらで職員のやる気も問題もありますし、その辺も大いに絡んでくるのかなというふうに私は思っております。

それから、臨時職員につきましては、総務課長の方からお話させたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 初めに、取手東線バイパスの件ですけれども、羽中地先から県道千葉竜ヶ崎線までの約 1.1 キロメートル区間の整備を優先的に進めてもらえよという議員の質問の中にございましたけれども、町の方でも、千葉竜ヶ崎線から羽中地先までの 1.1 キロメートル区間につきましては、千葉竜ヶ崎線から利根川の堤防までの計画とは別に西側を進めていただきたいということで、平成 13 年から毎年、茨城県の土木委員会の方へ重要案件ということで要望してきてございまして、それで今日に至っているわけですけれども。

今、測量業務に入っております、来年から一部用地買収に入ると伺っておりますけれども、この 1.1 キロメートル区間をいつまでにできるのかということですが、私も再三、茨城県の方へ問い合わせ、行って伺っているんですけれども、先ほど町長が申しあげましたように、今、19 年度予算も県議会で審議中ということでございまして、土木事務所の方では、19 年度の予算幾らつくかということは、ちょっとまだ申しあげられないと、確定していないんだと。用地買収につきましては、1.1 キロメートル区間のうちの 300 メートルは創設換地で買収していただいておりますけれども、残りの 800 メートルにつきましては 1 年では無理だと、ただ、3 年という約束、または 2 年という約束、これもできません。ただ単年度で全部用地買

収をするのは、19年度で残り800メートル用地買収するのは無理ですという返事はいただいているところでございます。

この工事についても伺いましたけれども、用地買収が終わりまして、町として必要な路線、途中まででもいいからという必要性がどうしてもあるということであれば検討しますけれども、これもやはり予算に絡んでくるということで、3年後、2年後という返事はできないというような回答をいただいておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、美浦栄線バイパスですけれども、惣新田の共有地以外に、今後、用地買収の終わったところは工事を順次進めていくのかということですが、今現在も工事は一部進められております。工事の率は、概算というか概要ですけれども、約2割程度は工事進んでいるというふうに伺っております。工事が急ピッチで動いているということではないんですけれども、これまで若草大橋の方に、茨城県の方からの金銭的な負担がございまして、竜ヶ崎市土木事務所管内の予算もそちらの方に投入した部分が、かなり多額の金額が出ているということで、今後は今までとは違った予算の投入の仕方ができるのではないかと返事はいただいております。ですから、用地買収、工事のできる場所につきましては順次事業を進めていくというふうに伺っております。

それから、先ほど高橋議員の質問の中で、用地取得率はどのくらいかということで、県道取手東線の加納新田地先から竜ヶ崎潮来線まで約5.3キロメートルの距離があると申しあげましたけれども、その中で私9割と、取得率ですね。9割程度と申しあげたかと思っておりますけれども、これ、おおむねでございまして、正確な数字ではございませんけれども約9割というふうに伺っております。この中に、惣新田の共有地は含まれているのかという、残り1割の方に含まれております。ですから、先ほど町長が言いました数件、加納新田地先から竜ヶ崎潮来線まで約5.3キロメートル区間の間には、まだ解決できない土地が何件かあるということでございます。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 臨時職員95人が延べなのかどうかという、95人ほど臨時職員として雇ってはおりますが、この中には、例えば総務課で言えば、電話交換手が4人です。1日置きに交代で2人ずつ勤務という体系をとっております。そのほかに、放課後児童対策事業としまして子供クラブですか、児童クラブですか、そちらの方とか、また、福祉センターの用務員さん、運転手さん、いろいろいるかと思うんですけれども、その雇用状況によって違いますので。それから、月1回とか栄養指導とかで雇った場合にも1人として数えておりますので、勤務時間等はばらばらなんですけど、雇った場合には臨時職員というような数で数えますと、全体で95名ということでございます。

議長（飯田 勲君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは、最後の質問させていただきます。

まず、取手東線バイパスの件ですが、今現在、用地買収に入った羽中地先から千葉竜ヶ崎線の間のことでお伺いしたいと思います。今、課長の方の答弁ですと、用地買収も単年度じゃなく2年かかるか3年かかるかちょっとわからないと。ということは、用地買収だけでも2年から3年かかる。それに、今度工事に入ってもそのとおりの状況で進んでいくと、幾ら早くても五、六年先になるのかなと、そんな感じにもちょっと考えられるんですけども、もう少し早く何とかできないものかねと、私つくづく今思ったんですが。それで、これは、町として県の方に積極的にお願いしていただくしかありませんので、その点はぜひともよろしくお願いします。

それで、もしわかりましたら、羽中地先から千葉竜ヶ崎線まで、大体、総工費というのはどれくらいかかるのか。わかりましたら、後ほど答弁していただきたいと思います。

それから、取手東線に関して町長に再度お伺いするのですが、結局、千葉竜ヶ崎線から利根川堤防の方までは基盤整備の中でやっていかなければいけない、それにはこれから計画していくということですが、また、基盤整備の話ですね、特に農家の皆さんに対しての基盤整備、これからやっていきまして、その説明というか、そういう話もまだしていないというお話でしたので、これはいつごろからその話を農家の皆さんに説明してお願いするのか、その点を1点お伺いをしたいなと思います。

それと、先ほど町長、以前反対していた地権者の方には、その話して今度は了解得ているよと、そういう話ちょっとしてくれたかと思いますが、もう一度。了解してくれているのか、お願いします。

それと職員の件では、臨時採用の件は延べで、結構です。

あと、何名くらいで現状やっていかれるのか、そのように質問しましたけれども、町長は、今のところ何名でやれるか答弁できませんと、そうお答えいただいたんですが、町長も、はっきり言って、町長になりまして約2年近くなってきましたけれども、大体わかってきたと思うんですよ。ですから、もう少し減らせるのか、先ほどの計画で21年までに19名減らすという計画でございましたけれども、これ以上減らしてもやっていかれるのか。龍ヶ崎市あたりから比べてというのは、状況によるということなんですけど、龍ヶ崎市から比べると、まだ利根町の方が多いのかなと思います、その職員の数ね、人口的に見てですよ。当然、龍ヶ崎市の方が4倍近く人口あるんですから職員の数もいますけれども、人口の比率から見たら、まだ龍ヶ崎市の方が少ないのかなとは思いますが、もし、もう少し減らせるものならばどうなのか、その点、町長もう一度お願いします。

それで、私の質問終わります。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えをしたいと思います。

総工事費はというようなことで、前回の総工事費、事業費ですよ。これは再三お話していますように、予算が通らないと決まらないと思うんですよ。その辺わかりたいと思うんですけどもね。例えば、土木事務所なら土木事務所ですら県内に幾つかありますけれども、五つなら五つあって、そこから要求が出ていった総体的な事業費の中で、上で何割かカットされて、じゃ、下に配分されるのは、またそのときにいろいろと予算が通った後で協議されると思うんですよ。この分については、じゃ竜ヶ崎で……。

〔発言する者あり〕

町長（井原正光君） そうですよ。全体の事業費でカットされるわけですから、わかりますか、茨城県全体の事業費でカットされるわけですよ。各土木事務所から要求が上がってきます、いろいろな積み重ねで。例えば、ここの 800メートルの事業費も上がってくる、いろいろな事業費が上がってきます。上がってきたその総体的な中でカットされるわけですから、その事業費が、ただ単に 8%カットというわけにはいかないんですよ。これが、また、配分されるときにどういうふうに事業費として落ちてくるかという、これはまた別の問題だと思いますよ。これは……。

〔「単年度の予算でしょう」と呼ぶ者あり〕

町長（井原正光君） そうですよ。単年度です。

〔「全体の」と呼ぶ者あり〕

町長（井原正光君） だから、単年度がわからないのに、全体的にはなおわからないですよ、これ。今、だから、県の予算も大変財政事情も厳しいという中で、私は、今まで停滞したものを進めただけで、これでご理解をいただきたいと思うんですよ。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから、耕地整理の説明会をという話ですけども、これは何回かやったかと思うんで、担当課長から話させます。私も個人的に歩いているんです。職員が歩くのは、決められた時間内で説明会をやりますから、ちゃんとした通知を差し上げてやるんですけども、私は個人的に歩いているというようなことをございます。

それから、反対云々の件ですけども、要は、道路をつくるのが反対じゃないんです、この方は。要するに、農地をやりたいんです。そのために今まで反対していたんですよ。簡単なんです。ですから、そういうことですので、私はその事業を進めながら、反対する人を説得したということをございます。それから、大分 1 年ちょっとたっていますので、その後どういう変化したかわかりませんが、あとは、担当課の方で説明会を開きながら盛り上げていくしかないと思っています。

それから、職員数の適正職員数というのは、はっきり言って私はわかりません。ですが、職員数の人数はわかりますので、それでご判断いただきたいと思います。例えば龍ヶ崎市と比較するのがいいのか、どこと比較していいのかわかりませんが、龍ヶ崎市、牛久市方面とちょっと比較してみますと、人口に対する一般職

員数ですね、利根町の場合は、19年度推計で114です、職員は。龍ヶ崎市の場合は147、牛久市が175です。ですから、まちの発展性があるところは職員は多くなる。じゃ河内町は幾つかと、74です。美浦村は109、そういうふうになっています。それから、一般行政職に対する人口、これは19年度推計でございますけれども、利根町は168、龍ヶ崎市が223、牛久市が247、河内町が128、美浦村が198、こういうふうになっています。ですから、その各市町村における行政の中で何をやられているか、どういう事業をやられているかによって職員も大分違ってくると思いますので、何が適正かというのはわかりません。私には判断はつきません。

ただ、どこまで職員を減らしたらやっていけるのかというようなことでございますけれども、財政が破綻すれば破綻したで、夕張市と同じように相当数削減しなければならぬだろうとは思ってございまして、それが果たして、その一番下の数字というか、行政が人口に対して何人でやっていけるかというのは、今後、再建団体となった夕張市の状況なども見ながら少し考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 取手東線バイパスの今後の事業推進につきまして、今までどおり、引き続きまして茨城県の方に早期完成を目指して要望していきたくて考えております。

それから、羽中地先から県道千葉竜ヶ崎線まで、約1.1キロメートル区間につきましての総工事費は幾らかということですが、これも昨年かと思っておりますけれども、質問ありました中で、今、金額を出すのは大変難しいんですけれども。なぜかと言いますと、軟弱地盤という話もございまして、それによって工事費が数段変わってきますので、それを踏まえた中でお聞きいただければと思っておりますけれども。

前に、1.1キロメートル区間の工事費はということで、20メートルの道路の計画のときにメートル50万円で、約1キロメートルですから5億円ぐらいはかかるのではなかと私申し上げた記憶がございまして。それが今回20.5メートルが11メートルの道路ということになりますと、2分の1強、幅員としてはなりますので。

それから、本当にこの数字で合っているかとなると、私、何とも自信の持てないところですが、3億円程度は金額にしてかかってくるのかなと。その中に、用地費ですと、10メートルにしても1キロですと、今、地価公示も利根町も下がっているところもありますけれども、農地の場合1,000万円以下ですと、1,000万円にしても1億円ぐらい用地費として事業費に加算されるのかなと。そうしますと、3億円から4億円の総事業費、工事費等は必要になってくるのではないかなと考えております。

そのほかに、取手東線から、新しいバイパスに取りつけとなります農協のガソリンスタンドの前の交差点部分、あそこに、ちょっと大がかりな橋をかけなければな

らないというところもありますので、その辺の工事費は、まだ、別物として加算されてくるのかなと思いますと、やはり5億円近い金額が算出されてきてしまうのかなと考えます。金額については本当に明確な数字ではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 経済課長吉浜昇一君。

〔経済課長吉浜昇一君登壇〕

経済課長（吉浜昇一君） それでは、私の方から基盤整備につきましてご説明いたします。

日にち等はちょっとあれなんですけど、町の方では西部地区の基盤整備ということで説明会をした経緯がございます。何人かの議員も、その説明会にはご出席しているかと思っております。ただ、そのときにつきましては、その事業費とか、そういう形のものを出しておりません。ただ、国の方の基準、国が50%、県が30%、受益者が20%、そういう内容でご説明しております。

ただ、今回、道路が縮小された内容についての問題点については、そういう説明会もしてございませんので、今後いろいろな観点から、先ほど町長が言ったように、その辺の合意形成をとっていかなければならないのかなと考えるところでございます。

町長も言っていたように今、北部地区の押戸、大房、立木ですが、そちらの方の基盤整備を進めてございますので、そちらの方にも町の方からの経費等がかかりますので、私の考えとしては、北部地区の方の基盤整備が軌道に乗るような形ができた段階で、いろいろな問題点を解決していかなければならないのかなと思います。今、事務サイドとして考えているのは、西部地区の基盤整備の中で地権者のアンケートあたりをとって、そのアンケートの内容に基づいて、いろいろと今後、地権者の考えを、どういうふうにとらえているのか、その辺を考慮していきたいと考えております。

以上です。

議長（飯田 勲君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後2時53分休憩

午後3時10分開議

議長（飯田 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの若泉昌寿君の質問に対する町長の答弁を、一部修正したいという町長の申し出がありましたので、これを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 大変失礼いたしました。

先ほど職員 1 人当たりの人口で、龍ヶ崎市、牛久市、河内町、美浦村まで申し上げたかと思えますけれども、さきの数字は、数字の大きいほど職員が少ないという意味でございますので、ちょっと逆に申し上げたかと思えます。大変失礼いたしました。お詫びして訂正いたします。

議長（飯田 勲君） 5 番通告者、2 番光平 泰君。

〔 2 番光平 泰君登壇 〕

2 番（光平 泰君） 5 番通告、2 番光平でございます。

質問に先立ちまして、3 月 8 日に亡くなられました川口三郎県会議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、質問に入ります。

私は、4 点質問いたします。

まず、1 点目、合併についてです。龍ヶ崎市との合併について、その後の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

2 点目、県道千葉竜ヶ崎線布川陸橋右折レーン拡幅工事についてです。

1 点目、工事の概要について伺います。

2 点目、工事期間中の交通規制とその影響について伺います。

3 点目、フレッシュタウンの中に通過車両が入ってくることが考えられますが、交通安全対策は十分か伺います。

4 点目、県土木事務所の考えでは、栄橋から龍ヶ崎方面に行くすべての車を戸田井橋で右折させる計画ですが、戸田井橋の交差点で渋滞が発生し、取手駅に行く朝の通勤車両に影響が出るのではないかと心配です。戸田井橋の交差点での交通調査は実施したのでしょうか。また、渋滞が発生した場合の対策について伺います。

3 点目、利根町各施設の案内標識についてお伺いいたします。

現在、柳田國男記念館を初めとする名所旧跡や、公民館と公共施設の案内表示板はどのように設置されていますか。場所と方法について伺います。

2 点目、公民館、図書館は町外の方の利用も多いと聞きます。町外から来た場合、場所がわかりにくい、利根町の PR のためにも、県道千葉竜ヶ崎線からの入り口に案内標識を立てることを要望したいのですが、町長のお考えを伺います。

4 点目、惣新田地区共有地返還問題についてです。

惣新田地区共有地返還問題について、その後の進捗状況はどうでしょうか。

2 点目、この問題についての解決策について伺います。また、いつまでに解決できるのでしょうか、伺います。

以上です。

議長（飯田 勲君） 光平 泰君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔 町長井原正光君登壇 〕

町長（井原正光君） 光平議員の質問にお答えをいたします。

まず、合併についての進捗状況と今後の見通しについてでございます。

今後の見通しということで、見通しをつけるのには幾つか解決しなければならない点があるように私は思っております。一つには、利根町の財政状況でございます。旧法には合併特例債がありました。龍ヶ崎市と利根町のまちづくり、都市づくりの、そして住民が生活していく上での財源として大きな魅力があったわけでございます。合併が破綻して特例債がなくなってしまって、まちづくりができなくなってしまった。そこに、生活する住民の公的サービスの低下、この影響が非常に大きいというものというふうには私は思っております。新法で財政支援は非常に少なくなっております。そういう状況の中で、財政の悪い利根町を受け入れるかということ、今の利根町では、私は荷物になってしまうのではないかと懸念しているところでございます。つまり、利根町が合併してもらうには、龍ヶ崎市長もおっしゃっていただけますようにスリム化して、合併しても市民に迷惑をかけないことを認めていただくしかないと思っております。ですから行政改革をきちんと実行して、合併の筋道を立てて、市長との話し合いの中で合併を推進している最中でございます。

また、もう一つは、茨城県市町村合併審議会の方向が大きくかわってくるものと思っております。この協議会の県知事への答申が夏ごろになると思われますので、この県の審議会の方向性も合併推進の重要な要素と考えております。先ほども、合併につきましましてはお話させていただきましたけれども、県知事の19年度第1回の県議会定例会においての答弁を、もう一度お話してみたいと思います。これは公明党足立県会議員の代表質問、3月6日に行われましたけれども、それに対する橋本知事の答弁でございます。

市町村合併の取り組みについては、本格的な人口減少社会の到来を控え、市町村が将来にわたって自主的、自律的なまちづくりを進めていくためには、行財政基盤を初めとする基礎的な力を高める必要があります。今後とも市町村合併を推進してまいりたいと考えております。現在、市町村合併推進審議会におきまして、新法下での合併意向のある市町村や旧法下でのみ合併市町村などを対象に、想定される組み合わせについてご検討をいただいておりますので、今後、審議会からの答申を受け、新法下で合併を推進する必要があると認められる市町村の組み合わせを示す構想を作成してまいりますと、このように答弁しております。合併について、今後とも推進していく意思がはっきりと述べられております。今後、県知事の強力な指導をいただきながら早期合併に取り組んでいきたいと、このように思っております。

2番目の県道千葉竜ヶ崎線布川陸橋右折レーン拡幅工事につきましまして、初めに工事の概要についてですが、議員ご承知のように布川陸橋交差点との栄橋側には右折レーンが設けられているのに対しまして、龍ヶ崎市側から右折レーンがないため、栄橋から龍ヶ崎方面への直進車にとりましては、大変走行性が悪くなっております。また、非常に危険な交差点となっております。これらの安全性の向上、また、交通

渋滞緩和のため今回、布川陸橋交差点の龍ヶ崎市側に新たに右折レーンを設ける工事を実施していただくものでございまして、実施主体は茨城県でございます。

工事の概要、それから工事期間中の交通規制、フレッシュタウンの中に通過車両が入ってくる等、あるいは迂回路等につきましては、担当課長の方から詳細に答弁をさせたいと思います。

次に、案内表示板についてでございますけれども、これにつきましても課長の方から説明させたいと思います。

最後に、惣新田共有地返還問題についてでございますけれども、この件につきましては高橋議員、今井議員にもお話したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、布川陸橋右折レーンの拡幅工事につきまして、補足してご答弁申し上げます。

初めに工事の概要についてですが、布川陸橋交差点から龍ヶ崎方面に約 60 メートルの区間、西側、役場側ですけれども、これの既設床板の撤去を行います。床板といいますのは、陸橋上の舗装だというふうに理解していただければよろしいかと思えます。その床板の撤去を行いまして、新たに架設を行うものでございます。これが完成いたしますと、現在の交差点部分の幅員ですけれども、10.2メートルから13.5メートルになります。この工事に伴いまして、対面2車線道路の西側1車線を交通規制することになりますけれども、本年4月中旬から約7カ月間、龍ヶ崎方面からの一方通行となりまして、千葉県側からの直進車につきましては、先月広報でお知らせしましたように、迂回をしていただくことになってまいります。

2点目の工事期間中の交通規制とその影響についてですけれども、交通規制につきましてはさまざまな交通障害といいますか、特に布川市街地におきましては、ふだん通らない道路を利用しなければならなかったり、また、他の地区の方が利用されたりするなどあるかと思えます。これらにつきましては先月、竜ヶ崎土木事務所の方から関係区長さんにご協力をお願いされているとのことですので、町民の皆様にはご理解をいただきたいと考えているところでございます。

また、3点目のフレッシュタウンの中に通過車両が入ってくるのではとのご心配ですけれども、議員がこの質問書を提出した後になりますけれども、議員、一部聞いた部分もあるかと思えますけれども、取手東線からフレッシュタウン入り口につきましては、栄橋側からの迂回車両はすべて進入禁止の処置をするということで、土木事務所とは協議は済んでいるところでございます。

4点目の、交通規制に伴います迂回路としている戸田井橋付近で渋滞が発生するのではないかとということですが、この迂回路につきましては、現在の交通量

をシミュレーションいたしまして、一番渋滞を招かないルートとして決定されたものでございます。

また、今現在稼働しておりませんが、戸田井橋の利根町側に信号機が設置されております。布川陸橋の工事が始まります前には稼働するというのを伺っておりますので、ある程度の渋滞はあるかと思っておりますけれども、戸田井橋を利用されている方々には、そのときには、少し渡る時間の余裕を持っていただきまして、ご協力をいただければと考えているところでございます。戸田井橋付近の交通量調査につきましては、平成 13 年 3 月 16 日ですけれども、12 時間調査ということで、茨城県の方で実施をしてございます。

以上でございます。

大変失礼しました。交通量調査ですけれども、今、私、平成 13 年の調査と申し上げたそうですので、訂正させていただきたいと思っております。平成 17 年 3 月 16 日に実施したものでございます。

議長（飯田 勲君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ご質問の、公共施設等の案内板につきましてどのように設置をされているのかというようなことではございますが、各施設の敷地の入り口、あるいは幹線道路から進入いたします進入する道路の付近等に、町有地がなければ一般の方々から敷地をお借りしたり、または占用させていただいたりしまして、設置しているところでございます。設置につきましては、それぞれの部署におきまして設置をしてございます。

次に、公民館、図書館についてでございますけれども、千葉竜ヶ崎線沿いに案内標識を設置してはどうかというようなことではございますが、これは、実は過去に公民館と図書館と福祉センターの 3 施設で合同の案内板を設置するという計画がありました。この計画ありましたが、合併協議の中で計画を見合わせたというような経過がございます。このようなことから再度、案内板設置につきまして検討をしたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（飯田 勲君） 2 番光平 泰君。

2 番（光平 泰君） 2 回目の質問をさせていただきます。

まず、合併についてですが、前回の質問において町長が、統一選挙後に話ができるようになるのではないかなと期待しておられるというような趣旨の発言があったと思っております。確かに、選挙を前にして龍ヶ崎市の議員の方も気持ちも落ち着かないということもあるでしょうし、この統一選の後には、新たな気持ちで合併について話を聞いていただけるチャンスじゃないかと思っておりますので、ぜひ町長には、統一選後に積極的に働きかけていただきたいと、このように思っております。そのご予定、計画はあるんでしょうか伺います。

それから、布川陸橋拡幅工事についてですが、フレッシュタウンの中に車が来ないようにということで、栄橋から来た車を右折させないということで計画をされているようです。我々フレッシュタウンに住む者にとっては若干交通の不便を感じるわけですが、しかし、フレッシュタウンの中は子供たちの通学路になっておりますし、我々としては不便を覚悟で安全をとりたいという気持ちでありますので、この点ひとつよろしくお願いしたいと思えます。

それから、今回の交通規制、相当影響が大きいのではないかと思うんですけども、実際にシミュレーションされて、いろいろな規制について計画されていました。非常によく準備されていて感謝します。しかし、あくまでシミュレーションはシミュレーションで、実際に実行した場合、新たな問題が生じてくるおそれが十分にあります。それで、工事、4月に入ってかららしいのですが、工事が始まり、交通規制が始まってから1カ月以内ぐらいに、もう一度区長さんを集めていただいて、そして、状況はどうかということを確認していただきたいと思うんですね。それで、もし問題点があるようなら手直ししていただくということで、交通状況が少しでもよくなるように、ひとつその点、検討していただきたいと思えます。

それから、もう一つ、工事期間中が7カ月ということで、私は橋梁工事について素人ですのでわかりませんが、ちょっと長いのではないかなと。ある程度、余裕を持った期間だと思います。しかし、橋げたの部分は既に完成していますよね、下の部分は。ですから、あと上物を乗せるという工事になると思うんですけども、この工事について非常に影響が大きいですから、できるだけ短期間に工事を終わらせていただきたいという気持ちがあるんですが、そういったことを土木事務所あたりと話し合ったことございますか。それとも、7カ月間という期間がかかる理由、これが、こうこうこういう工事だからやむを得ないんだということでしたら、その点説明していただきたいと思えます。

それから、案内標識についてですが、私、龍ヶ崎市の方から公民館、図書館にいられている方とお話しましたところ、非常にわかりにくいと、確かにそうですよね。場所をしっかりと確認していれば問題ないのですが、初めて来る人はちょっとわかりにくいということがありますので、先ほど課長の方からご答弁ありましたけれども、ぜひとも、この表示板を設置していただけるようにご配慮いただきたいと、このように思っております。

それから、惣新田の問題ですが、いろいろ町長もご苦労されているようですけれども、司法にゆだねるということは裁判所ですよ。担当は簡易裁判所。そうすると、調停と裁判とどっちかなんですね。調停は、お互いに行って、調停員の前で話し合っ、最終的に決定されたら、今度は、その後、裁判官が来られまして、その話を聞いて、そして決まると。その場合は裁判と同じ効力があるということです。

しかし、今回の問題は、法律的に見た場合は、町の土地ということは疑う余地もありません。それで、本当に惣新田の方々、50人からの方が町に寄附していただい

たということで、非常に我々町民としては感謝しているわけですので、その気持ちは、何らかの形であらわしたいという気持ちはあります。ですから、惣新田地区の皆様のために、例えばゲートボール場を整備するとか、集会所が傷んでいれば補修するとか、何かそういう形で町民の感謝の気持ちをお返しするというところで話し合いを持たれてはどうでしょうか。ぜひそういう形で解決していただいて、県の方では工事スタンバイの状況で予算もついていますので、一日も早く解決をお願いしたいと、このように思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 合併についての今後の予定ということでございますけれども、これは先ほども触れておいたかと思うんですけれども、既にそういうお話はさせていただいておるところでございますので、市長とはお話するつもりでいます。

それから、交通規制の問題等については、それぞれ課長の方から答弁をさせたいと思います。

惣新田地区につきましては、基本的には司法の手によるというようなことで、基本は変えておりません。あとは、地域住民がどういうふうに動いてくるかというのを少し待ってみたいと思っております。

以上です。

議長（飯田 勲君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 布川陸橋右折レーン拡幅工事につきまして、交通規制について、私、先ほどシミュレーションの結果、一番渋滞を招かない迂回ルートを決められていると申し上げましたけれども、その中で、実際の工事期間中、現状を把握して違うところが多々出てくるだろうというご指摘ですけれども、確かにあるかと思います。これにつきましては、今、議員がおっしゃっておられました交通規制後、1カ月ないし2カ月経過後、いろいろな意見が出ればもっと早く関係各位に説明会等を開いていただくようなことで、茨城県の方とは調整をしていきたいと考えております。

それから、7カ月間の工事期間はちょっと長過ぎるのではないかというご指摘です。私も、確かに7カ月間、数年前から伺っておりましたけれども、当初は、10カ月ないし12カ月という計画でありまして、これで一昨年ぐらいまでは説明させていただいていたところですが、もっと工事期間縮まらないのかというふうに、茨城県の方にも何度も問いかけたのですけれども、どうしても7カ月間程度はかかってしまうんだと。ただ、7カ月間というのは、ことしの11月末までに該当するかと思うんですけれども、私も技術屋ではないんですけれども、どうしてこんなにかかるのかというのは、詳細については伺っていないのが事実で大変申しわけない

ですけれども、今後確認しておきたいと思います。ただ、茨城県の方でも最短の期間で工事を進めたいというのが基本姿勢でありますので、むやみやたらに7カ月間という期間をとっているということではないことをご理解いただければと思います。確かに、下の橋脚の部分は完成しているので、上に橋げたを乗せて舗装すれば済むのであろうという考え、だれしも持つかと思いますが、技術的に7カ月間という工期が必要だということを知っていますので、その辺でご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 2番光平 泰君。

2番（光平 泰君） 最後の質問です。

合併についてですが、確かに、町長言われましたように利根町の財政は厳しいです。利根町を抱えて龍ヶ崎市は大変だという気持ちもわかります。しかし、利根町、よく考えてみますと茨城県で一番南端にあります。飛び出している。地理的には、非常に重要な要衝のポイントになっております。私、1年ぐらい前に、龍ヶ崎市長とお話しましたところ、龍ヶ崎市が発展するためには利根町は地理的に必要ですよと。なぜなら、利根町が入れば龍ヶ崎市は成田とも非常に近くなる。また、千葉との接点ができる。それこそ、鉄道こそありませんが非常に重要な位置に利根町があるんです。そのことは、市長初め龍ヶ崎市の方々も十分ご理解いただいていると思います。ですから、余り卑下しないで、利根町はだめだ、金もないし、そんなことは言わないで、考えないで、ぜひ利根町のよさをしっかりとアピールしていただいて、そして、そうだな利根町と一緒にやろうよという気持ちにさせるように、ひとつ町長には努力していただきたい。利根町民は心から、井原町長の代で合併を成功させたいと思っているわけですから、その町民の意を体して、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。最後に、この合併に対する井原町長の思いをここで熱く語っていただきたいと、こう思っております。

質問を終わります。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 合併の思いをというようなことでございますけれども、私に与えられた仕事というのは合併でございますので、これは全力投球していかなければならない。ただいま議員のおっしゃったように、龍ヶ崎市長がそのように利根町の必要性を認めていただいているのであれば、大変うれしいなと思っておるところでございます。利根町のアピールというのは、いろいろございますけれども、大変、歴史的にも文化的にも、著名人というか、そういう方も歴史上にいろいろおられます。私も、町のPR、町おこしというのをいろいろ考える中で、2008年に国民文化祭が茨城県で開催されますので、その「常世の国の茨城県」で開催される常世の国入り口として、この利根町を何とかPRしていきたいと、そのようなことで

今、庁内というか職員にそういうことで指示したところでございますので、いずれ、そのようなことで骨格といいますか、計画が進んでいきましたときには、また住民の方も参加を入れてやっていきたいと。さきに蓮見先生を呼んで公民館で講演会を開催させていただきましたけれども、それがその一つのあらわれであるというふうにご認識いただければうれしいと思っております。

よろしくどうぞお願いします。

議長（飯田 勲君） 光平 泰君の質問が終わりました。

議長（飯田 勲君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

あす3月13日は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認め、あす3月13日は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（飯田 勲君） 以上で、本日の議事日程は全部終了をしました。

あさって3月14日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後3時44分散会